

令和3年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第1回東彼杵町議会定例会は、令和3年3月9日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ く り 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発委第 1 号	東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 2	議案第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 6 号	東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 7 号	東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 8 号	東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 9 号	東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 10 号	東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

- のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する
条例
- 日程第 8 議案第 11 号 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 24 号 東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 12 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 13 号)
- 日程第 11 議案第 13 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 12 議案第 14 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 13 施政方針説明(町長)
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 25 号 東彼杵町監査委員の選任について
- 日程第 24 議案第 26 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 25 議案第 27 号 塩鶴川溪流保全工事(1 工区)請負契約の変更について
- 日程第 26 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

6 散 会

開 会（午前 9 時 27 分）

○議長（吉永秀俊君）

定刻前ですけれど、全員お揃いのようにございますので、ただいまから定例会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を開きます前にお知らせします。森議員が交通事故のために遅れるとの届け出がありました。許可しております。お知らせします。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 発委第 1 号 東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、発委第 1 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。局長に発委を朗読させます。事務局長。

（局長朗読）

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは、提出の理由についてご説明いたします。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから提出者、大石議会運営委員長に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 2、議案第 5 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。それでは、議案第 5 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、提案の理由としまして、東彼杵町心身障害児就学指導委員会規則を東彼杵町教育支援委員会に改めたものでございます。詳細につきましては、教育次長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長に代わり補足して説明いたします。

これまで、心身障害児就学指導委員会を設置をいたしてございまして、翌年度の特別な支援を要する児童生徒の就学先について審議をいたしてございます。全国的な流れといたしまして、これに加えて更に一貫した教育の支援を行い、特別支援教育の充実を図るというふうなことで、その就学先決定の審議に加えて、学校との連携の強化、障がい困難な状況にある子どもたちの情報の継続的な把握というふうなことを目的に、この委員会を充実するために、名称も含めまして就学指導委員会から教育支援委員会というふうな名称に変更いたしました。これに関連しまして、その委員の方の費用弁償を定める条例の一部を改正するものでございます。

資料の 2 ページ、新旧対照表の 2 ページをご覧くださいと思います。上から 6 段目の表になりますけれど、心身障害児就学指導委員を教育支援委員会委員というふうに名称を改めるものがあります。なお、日額の金額については 5400 円のまま、変更はございません。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 5 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって。議案第 5 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 | 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 9 号 | 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 10 号 | 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 11 号 | 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要 |

件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 3、議案第 6 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 7 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 8 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 9 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 10 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 11 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、以上 6 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 6 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い本条例の改正を行うものです。

次に、議案第 7 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、介護保険料率を改定するための条例改正でございます。

次に、議案第 8 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例改正を行うものです。

次に、議案第 9 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例改正を行うものです。

次に、議案第 10 号で東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 11 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指

定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例改正を行うものです。

以上、6件の詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、議案第6号につきまして説明いたします。

新型インフルエンザ等特別措置法の一部改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の一部が改正されましたので、改正を行うものです。

新旧対照表をお開きください。附則第2項の改正前の4行目、(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という文面を、改正後、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に改正するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行します。以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。続きまして、議案第7号に入ります。

介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を策定するよう定められています。新年度から3年間が更新の年度にあたりますので、今年度において、令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

標準段階は、これまでの国の標準段階どおり9段階とし、段階ごとの所得基準額についても、国の標準で現行どおりとします。

実績を基に令和3年度から令和5年度までの3年間の給付費見込額を第1号被保険者負担割合23%を乗じて、調整交付金及び基金・介護給付費準備基金3470万円を取り崩し、勘案したところ、第1号被保険者数で除して年額基準額5万9992円を算出しました。月額にすると5000円になります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条保険料率の第1項の対象年度ですが、第7期の平成30年度から令和2年度までを第8期計画期間、令和3年度から令和5年度までに改めます。

第1号の3万2400円を3万円に改め、第2号及び第3号の4万8600円を4万5000円に、第4号の5万8320円を5万4000円に、第5号の6万4800円を6万円に、第6号の7万7760円を7万2000円に、第7号の8万4240円を7万8000円に、第8号の9万7200円を9万円に、第9号の11万160円を10万2000円にそれぞれ改め、次のページですね、同条第2項中令和2年度を令和3年

度から令和 5 年度までの各年度に改め、1 万 9440 円を 1 万 8000 円に改めます。

同条第 3 項中令和 2 年度を令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度に改め、1 万 9440 円を 1 万 8000 円に、また、3 万 2400 円を 3 万円に改めます。

同条第 4 項中令和 2 年度を令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度に改め、1 万 9440 円を 1 万 8000 円に、また、4 万 5360 円を 4 万 2000 円に改めます。

本文にもどっていただき、附則、(施行期日) 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置) 2 改正後の東彼杵町介護保険条例第 2 条の規定は、令和 3 年度からの保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。ということにしております。以上で説明を終わります。

また、今回の介護の算定にあたって検討しました結果、人口があまり変わらなく、また、就業率が、郡内、県内、全国平均よりも 65 歳の就業率が高いということです。

それから、認定率につきましても、ほぼ、前回と横ばいであります。

基本方針としては、1、サービス人的基盤の整備。2、共に支え合う安心、安全な暮らしづくり。3、健康寿命の延伸に向けた社会参加、生きがいつくりの推進を進めていきたいと思っております。

第 7 期と第 8 期を比較したところ、半分の事業が増加傾向であります。また、半分が減少経過にありました。問題点としましては、今、新型コロナウイルス感染症が広まっておりますので、所得段階が下がる傾向と見込まれております。保険料の歳入の減少が見込まれるため、今回、基金の取り崩しをしました。以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号をよろしく申し上げます。

議案第 8 号から 11 号にかけては、介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業期間に合わせ、3 年に 1 度大規模な見直しが行われています。

来年度から始まる第 8 期計画期間に向けて基準改正の案の概要が公示されました。省令が改正された際は、それに合わせて条例の改正が必要となりますので、条例の一部について改正を行いました。

主な概要は、災害や感染症対策に係る体制整備、利用者の人権の擁護、オペレーターの配置基準の緩和、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における ICT の活用、高齢者虐待防止の推進等です。

議案第 8 号について主なものを説明します。新旧対照表をお願いします

1 ページ、目次の第 1 章の総則に、後に及び基本方針を付け加え、第 5 章に基準該当居宅介護支援に関する基準を新たに加えました。

2 ページをお願いします。第 3 条第 5 項、指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。となっております。

続きまして4ページをお願いします。4ページの第7条第2項上から2行目、利用申込者又はその家族に対し、を加えました。その下3行目、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」と改正いたしました。

続きまして6ページをお願いします。第6項、上から4行目です。第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

続きまして7ページをお願いします。7ページにつきましては、今回の改正とは関係ないんですけど、改正前の第15条の指定居宅介護支援の取扱方針を、改正後は指定居宅介護支援の基本取扱方針ということで、第15条と、第15条の中で分けて改正しましたので、改正し、9ページの中の一番上に、改正前が居宅サービス計画の作成等を、改正後は指定居宅介護支援の具体的取扱方針という方向で、ここは、内容は同じですので省略いたします。

18ページをお願いします。第22条第4項、指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

また、第22条の2には、指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2項は、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

また、3項におきましては、指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その下、第24条の2です。指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。となっております。以下、省略します。

次に、24ページをお願いします。第6章 雑則、第34条に、電子メール関係の、読み上げます。

指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが

規定されている又は想定されるもの（第 10 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 16 条第 24 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定する者を除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 項につきましては、指定居宅介護支援事業者等及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則（施行期日） 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 18 号の 3 の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。その下の（虐待防止に係る経過措置）、（業務継続計画の策定等に係る経過措置）、そして（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）については、内容については省略させていただきます。議案第 8 号を終わります。

議案第 9 号について主なものについて説明します。

新旧対照表をお願いします。まず、4 ページをお願いします。改正後の 11 行目に、新たに第 10 章 雑則（第 204 条）を追加しております。

その下の第 3 条第 3 項、指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 4 項、指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。となっております。追加しております。

続きまして、11 ページをお願いします。11 ページの第 33 条の第 3 項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者においては、感染症の予防及びまん延の防止のための措置を記載しております。

続きまして、第 34 条の 2 項です。ここは読み上げます。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。を追加しております。

その下、第 39 条の中ほどです。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第 59 条の 17 第 1 項及び第 87 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を追加しております。

16 ページをお願いします。16 ページの改正後の第 47 条の 3 項から 7 項については、オペレーターの職務について記載しておりますので省略します。

20 ページをお願いします。改正後の第 56 条の第 5 項、指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。と追加しております。

続きまして 25 ページをお願いします。改正後の第 59 条の 13 第 3 項に認知症介護に係る基礎研修、4 項に介護従業者の就業環境について記載をしております。説明は省略します。

26 ページをお願いします。改正後の 59 条の 16 第 2 項は、指定地域密着型通所介護事業所に感染症の予防及びまん延防止のための措置を記載しております。

続きまして 44 ページをお願いします。改正後の第 101 条第 2 項は、指定小規模多機能型居宅介護について記載しています。内容については省略いたします。

51 ページをお願いします。改正後の第 123 条、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症介護に係る基礎研修、第 4 項に介護従業者の就業環境について記載をしています。内容については省略いたします。

続きまして 56 ページをお願いします。改正後の第 146 条第 4 項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、認知症介護に係る基礎研修、第 5 項に介護従業者の就業環境について記載しております。

62 ページをお願いします。改正後の第 164 条の 2、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

また、第 164 条の 3、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。ということを新設しております。

75 ページをお願いします。改正後の第 204 条は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービス提供者は、書面に代えて、電磁的記録等について提供できる旨を記載しました。

78 ページをお願いします。附則（施行期日）1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。また、(虐待の防止に係る経過措置)、(業務継続計画の策定等に係る経過措置)、(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)、80 ページ、(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)、(栄養管理に係る経過措置)、(口腔衛生の管理に係る経過措置)、(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)、(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)、(ユニットの定員に係る経過措置)については内容を省略します。以上、説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号をお願いします。

2 ページをお願いします。下から 7 行目に第 5 章 雑則（第 91 条）を新設しました。

第 1 条第 1 項 1 行目、「指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る」を改正後で、「この条例は、」に改め 2 行目に新たに「第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項」を加えました。

また、4行目の運営の次に、「並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法を」追加しました。

3ページをお願いします。第3条の第3項、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4項に、「指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。」を新設しております。

10ページをお願いします。第28条第3項に指定介護予防認知症対応型通所介護事業の介護従業者は、認知症介護に係る基礎研修、第4項に介護従業者の就業環境について記載しております。

また、第28条の2、第1項に感染症や非常災害の発生時の必要な措置を、第2項に介護従業者に必要な研修及び訓練について記載、第3項に認知症業務計画の見直し、変更を記載しております。

続きまして12ページをお願いします。第31条第2項(1)指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会を6月に1回以上開催し、介護従業者に周知徹底を図る。(2)感染症の予防及びまん延防止の指針を整備すること。(3)感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施することを記載しております。

続きまして13ページをお願いします。第32条第2項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。ことを追加しております。

また、第37条の2は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を記載しております。

続きまして21ページをお願いします。第58条第2項です。前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他にこれに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の町介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。ということを新設をしております。

24ページをお願いします。中ほどです。下線を付けているところを読み上げます。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認

知症対応型共同生活介護事業者により安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。を加えております。

続きまして28ページをお願いします。改正後の、中ほどです。第81条の3項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければならない。

第4項に介護従業者の就業環境について記載しています。

30ページをお願いします。改正後の第91条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス提供者は、書面に代えて、電磁的記録等について提供できる旨を記載しました。

31ページをお願いします。附則（施行期日）1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。また、（虐待の防止に係る経過措置）32ページをお願いします。（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）、（業務継続計画の策定等に係る経過措置）、（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）については、記載のとおりでありますので省略いたします。

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。申し訳ありません、ここが、目次が抜けておりましたので、今回新たに追加させていただきました。

また、中ほどです。第1章のところ、総則の後に、及び基本方針を追加しました。

2ページをお願いします。2行目に、及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当予防支援をいう。以下同じ。）を追加しております。

また、改正前の、上から5行目の、並びにから事業に関する基準は削除しております。

3ページをお願いします。第5項の指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

また、第6項に、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。ということの新設しております。

それから、第6条の第8項の2行目に、より電磁的方法によるということを追加しております。

6ページをお願いします。第19条第1項（6）に、虐待の防止のための措置に関する事項を新たに新設しております。

第20条の4項、指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。となっております。

第20条の2については、感染症や災害が発生した場合の業務継続計画の策定、まん延防止のための措置及び研修訓練を定期的実施することについて新たに追加しております。

8 ページをお願いします。第 23 条の第 2 項です。指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。ということの新設しております。

9 ページをお願いいたします。改正後の第 28 条の 2 です。高齢者の虐待防止について、発生、再発防止するための措置について記載しております。

17 ページをお願いいたします。改正後の第 35 条です。記録の保存等の見直しとして、電磁的記録等を新たに追加した内容となっております。

18 ページをお願いします。附則（施行期日）1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

それから、(虐待の防止に係る経過措置)、(業務継続計画の策定等に係る経過措置)、(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)については、記載のとおりでございますので省略いたします。以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案第 8 号から 11 号に関する事の、介護の関係です。今回の第 8 期対策に対する条例改正あるいは新設が行われて、より充実した介護制度にされておりますが、町内にはたくさんの事業所があるわけです。そういったところに周知徹底、今回改正されたとか、新たに新設された条例の周知方法はどのような方法でされるのかお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、周知の徹底が、ちょっと前回少しできていなくて、今指導を行っている事業所もあります。これは行政の怠慢であったかなと思っておりますので、今後につきましては、もう少し詳しく、要点だけでも、事業所にですね、展開をしていきたいと思っております。詳細につきましては、健康ほけん課長説明させます。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、この条例が通りましたら告示をします。それから各事業所の方にも、条例の改正については各事業所の方にも情報が行っているかと思っておりますので、こちらとしても、こういう条例が変わりましたということを伝えるように担当係と協議しながら進めていきたいと思っております。啓発を良くしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

やはり、私たちも条例改正を見てもみますと、中々文言も多くて理解しづらい、そういうところを感じるわけですね。ですから、例えば、代表者の方を総合会館なりに寄っていただいて要点を説明するとか、一緒にですね。その中で、また質問等が出てくるかもしれないわけですね。ですから、文書を配るだけでは、中々理解しづらいところもでてくるのではないかと思いますので、その点の考えについてはどのように思っておられるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、浪瀬議員がおっしゃるとおり、今、2件調査に入ったところ、やはり、こういう法律の取り違い、理解がちょっと不足したということで、まだ違反までには達していなかったんですが、当然、いずれ県から入られた時にお金の返還とかなる可能性もございますので、例えば、人員体制とか夜勤の人数とか、そういうところがちょっと取り違えられた施設もございました。今、2か所、職員が代わって調査をしております。

おっしゃるようにやはり対面で、そういう、例えば集まってもらって指導というか、国から情報をもらう。情報は施設にいつているのですが、解釈の仕方がちょっと違えば今回の指導にも入っておりますので、おっしゃるとおり来ていただいて、こっちから出向いてでも、やはりそういう相対での質疑とか、お聞きして十分理解を図るようにしたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例は、原

案のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第9、議案第24号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第24号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、高齢者タクシー利用券の一部利用により、町営バス乗車を可能とするため条例を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

町長に代わり議案第24号を補足説明いたします。

条例の方をお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。

使用料、第6条に、町営バスを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならないの次に、この場合において、次項に規定する使用料の額を東彼杵町高齢者タクシー利用券助成事業実施要項（令和元年東彼杵町告示第76号）第5条第2項に規定する東彼杵町高齢者タクシー利用券を金銭とみなし納付することができるものとする。ということで、高齢者タクシー利用券をバス乗車券としてみなして利用することができるものとしてございます。以上でございます。

すみません、失礼しました。施行日を、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 35 分）

再 開（午前 10 時 45 分）

日程第 10 議案第 12 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、日程第 10、議案第 12 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 12 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号）でございますが、予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 7588 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 70 億 3943 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減額等が主であります。追加計上した主なものは、事業継続支援給付金事業費に 3035 万 7000 円、大野原高原線道路改良事業費 1611 万 8000 円、下水道事業基金積立金 4300 万円などがございます。

歳入の主なものは、普通交付税 1 億 281 万 5000 円、減収補填債 1011 万円などがございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 12 号についてご説明いたします。

それでは、23 ページをお開きください。3 番歳出でございます。

まず最初に、このページを含め以下、歳出の減額したものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございましたが、残額又は実績により不用となったものを減額しております。これ

らの説明につきましては省略させていただきます。

26 ページをお願いいたします。2 款 1 項 12 目公共交通事業費 18 節負担金補助及び交付金の生活交道路線維持費補助金は、JR 九州バスの運行補助金について、新型コロナウイルス感染症の影響により路線バス利用者が激減し、収支悪化となったため 219 万 4000 円追加しております。

30 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 22 節償還金利子及び割引料は、昨年度の子ども子育て支援事業費補助金について実績に基づき返還する必要がありますので、164 万 3000 円計上しております。

31 ページになります。4 款 1 項 2 目予防費は、新型コロナウイルスに係る予防接種事業の費用になります。減額計上しているものは、集団接種のスケジュールが 4 月にずれ込んだことにより新年度対応としたため減額しております。また、10 節需用費では、個別接種を行う病院へ貸し出すための救急薬品購入費用を 105 万円追加しています。12 節委託料のうち、LINE 予約システム導入業務委託料は、ラインを利用した予防接種受付を行いますので、システム導入費用として 187 万円計上しております。その下の、ネットワーク配線工事委託料は、集団接種の実施場所を文化ホールホワイエで計画しており、そこで電算を使用できるようネットワークを整備する費用として 58 万 4000 円計上しております。13 節の使用料及び賃借料では、先ほどの LINE 予約システム利用料を 99 万円計上いたしました。

39 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費の 3 節職員手当等から 18 節負担金補助及び交付金の内、追加で予算計上したものは、事業継続支援給付金事業の費用になります。県下全域に特別警戒警報が出されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けた方に対し給付金を支給いたします。給付金額は、今年 1 月又は 2 月の売上が、対前年比 50%以下の方は 20 万円、20%から 50%減少した方は 10 万円になります。該当事業所数は、50%減を 106 事業所、20%から 50%減を 86 事業所で見込んでおり、18 節へ 2980 万円計上しております。なお、50%減の事業所に対する給付金は、半額、県が負担することとなっております。また、町負担分につきましても地方創生臨時交付金の対象事業とする予定です。

それでは 42 ページをお願いいたします。8 款 2 項 4 目社会資本整備交付金事業費の 14 節工事請負費は、大野原高原線道路改良において国の補正予算により国費の追加配分があったため、工事費の追加を行ったものです。

44 ページをお願いいたします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は、公共下水道事業会計の委託料補正の財源として、955 万円追加しております。24 節積立金では、今回の補正減額分を、下水道事業基金へ 4300 万円積立を行っております。

45 ページになります。8 款 6 項 1 目住宅管理費 12 節委託料は、駄地団地建替につきまして、地質調査業務が国の補正予算により補助対象となりましたので、業務委託料を追加計上しております。

48 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費では、区長会様から小中学校に対する新型コロナウイルス対策用品代として 60 万円の寄付を頂戴いたしましたので、小学校 2 校分の消耗品購入費用として 40 万円追加いたしました。また、中学校費につきましても同様に 20 万円を追加計上しております。

58 ページをお願いいたします。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費及び 2 目 2 年公共土木施設災害復旧事業費は、災害復旧工事においてそれぞれ工事費用、補償費用が追加で必要となったことから、追加計上しております。

戻りまして 11 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。

歳入につきましても、交付実績や事業の実績見込みに伴い増減したものは説明を省略させていただきます。

16 ページをお願いいたします。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の 4 節は、第 3 次として交付されます地方創生臨時交付金から、事業継続支援給付金等の財源として 1255 万 8000 円を追加いたしました。3 目衛生費国庫補助金 1 節保健事業費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、全額国負担となりますので、390 万 8000 円追加しております。4 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋梁改良事業費補助金は、大野原高原線改良工事の国補助分として 857 万 3000 円追加いたしました。2 節住宅改良事業費補助金は、駄地団地建替事業の国補助追加等で、267 万 2000 円計上しております。

19 ページをお願いいたします。19 款 1 項 1 目一般寄付金は、寄付実績から 278 万 2000 円追加しております。2 目教育費寄付金は、歳出でもご説明いたしましたが、学校への新型コロナウイルス対策用品代として頂戴いたしました寄付金を 60 万円追加計上しております。

22 ページをお願いいたします。23 款 1 項 3 目土木債 1 節道路橋梁整備事業債は、歳出で計上しております大野原高原線道路改良工事の財源として 670 万円追加しております。

そして、すみません、ここの説明なんですけれど、最後の方が減というふうになっております。正しくは増でございます。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。大野原高原線道路改良事業減となっておりますが、大野原高原線道路改良事業増の間違いであります。失礼いたしました。

それでは、8 目減収補填債では、新型コロナウイルス感染症の影響で地方消費税交付金等の収入が減収する場合、減収分を補填するための地方債を発行することができますので、1011 万円を計上いたしました。なお、減収補填債は、税目により 75%若しくは「は 100%の交付税措置がございます。

戻っていただいて、5 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正になります。5 ページ及び 6 ページに記載しております 36 事業について繰越しをお願いするものです。補正後の繰越明許費は、合計 8 億 8236 万 3000 円となります。

7 ページをお願いいたします。第 3 表債務負担行為補正です。東彼杵中学校スクールバス運行業務委託料については、今年度中に契約事務を行うため令和 3 年度と 4 年度に記載された金額を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものです。

8 ページをお願いいたします。第 4 表地方債補正は、こちらに上げております 6 事業について借入限度額の補正を行うものです。

戻っていただいて、1 ページから 4 ページまでの第 1 表、9 ページから 10 ページの事項別明細書、59 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明の積上げですので説明を省略いたします。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 58 分）

再 開（午前 10 時 59 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開します。

これから、質疑を行います。歳入、歳出すべてです。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

26 ページをお開きください。公共交通事業費の JR バスの補助金が出ていますよね、219 万 4000 円。これの根拠をお尋ねしたいんですけど。JR バスというのは、民間企業です。民間企業であるならば、当然、これは総務厚生常任委員会で聞いてもいいんですけど、町長がいらっしゃる時にお尋ねしたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

民間企業ですから、当然、継続化、なんだったっけ、給付金、あるいは雇用調整助成金等々も、ここに申請をするぐらいならば、当然そこは交付されていると思うんですよね。ですから、じゃあ申請の中に当然売り上げ減の数字が上がって申請されたものと思われまじけれど、そこら辺はちゃんと精査されて然るべきこの金額なったということなんですか。そこの説明をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、確かに今後も橋村議員がおっしゃるようにわかりません。今、これだけ 219 万円上げておりますけれど。これが町内が約 7.5km で、嬉野市が 11km、武雄市が 11.7km ということで配分が来たんですが、根拠としましては、赤字補填ですね。交渉としましては、こちらがお金を出せないとすれば、JR バスは運行をストップするというごさいまして、確かに、おっしゃるようにつつと出し続けるのかとおっしゃられるような感じですが、根拠としては赤字の補填で、嬉野市、武雄市、東彼杵町と、距離で案分してこられたんでしょうが、確かに、乗車の方が少なくなっております、ほとんど厳しい路線です。経費としては赤字を出されてですね、ですから、そういうことで。前はもっと少なかったですね。だから年々交渉次第ですけど、上がってきています。もう少し詳しいことは総務課長の方に説明させます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

彼杵駅と武雄間の JR バスの生活路線維持費の増額でございますが、特に令和 2 年度は新型コロナ

ナウウイルスの影響によりですね。一時、インバウンド、外国人の関係で良い時もあったんですけど、年々赤字が増加しております。令和2年度の見込みは、収入で約50%、2900万円の減収と、彼杵一ゆめタウン間の乗車数率は約40%、2万6,000人の乗車減となっているということでございます。通常であれば6万3,600人ほどの乗車がありますが、そういうことで2万6,000人減して3万7,000人の減少、乗車数の減ということでございます。

こうしたことから、経常費用的には、彼杵一武雄間は経常費用5462万7000円から経常収益1427万4000円を引いた額、これから国庫補助、佐賀県、長崎県の補助金を合わせまして1401万4000円を引いた後、特にコロナ運行対策費補助金等も含まれたものでございます。あとの2630万7000円を武雄、嬉野、東彼杵の距離割で算出して、武雄市が1008万円、嬉野市が969万3000円、東彼杵町も656万3000円の補助金額となっております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

今の説明でいけば、民間企業だから50%減でしょう。そうすると、持続化給付金で、法人ですから、ここの会社の分業システムがどうなっているかわかりませんが、単体でいけばこれは法人ですから200万円出ますよね。だから、差額というのが、先ほど総務課長が説明された635万円、これは何の分ですか。これで本当は良いのではないのか。どうなんですか。解釈の仕方なんですけれど。つまり、これが2190万円とすると、ちょっと概算でいけば、減した部分を何%ぐらいこれでカバーできるのかという疑問が湧くわけですよ。彼杵一嬉野間でしょう。ぶっちゃけ言って、彼杵一嬉野間を、町内の人の利用者というのは、極めて低いんですよ。新しく走っているということで、そこら辺はある程度あれば必要なのかと思いますけれど、どうもいまいち理解できない、この219万4000円というのが。これでいけば、逆にうがった見方をすれば、逆に儲けているのではないかという気がするけれど、そういうあれはないんですか。卸から行けば635万円ぐらいが適当なのかなという気がするんですけど、どうなんですか、解釈で違いますけれど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

説明しました経常費用から経常収益を引いて、後の残った分について、国県補助金を差し引いた分の残り後の2633万7000円は赤字の分ということで、路線の市町村で負担するという方針でございます。これというのが、うちの東彼杵町にとっては、JRバスしかありませんけれど、武雄、嬉野については他の民間バスも抱えていると、それも同じ方式でやっているんだと。ただ、2年前にですか、補正予算でお願いをした時に、今度から、自社、他の部分のJRの収益でカバーしていた分

も含めて、JR もカバーできませんということで、他の民間バスと同様に、赤字部分については路線の市町村でお願いしたいという要望を受けて方式が変わっておりまして、これは 2 年目ですかね、追加でお願いをするものでございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ですから、この赤字部分は、ほぼ、分担割すれば、うちの場合はこれで補填できるという話になるわけでしょう。それはそれで、民間企業だったらそれでいいのという話なんです。他の企業に対してではそういうのは先ずないですよ。だから、当然、交通公共機関ですから、然るべきお話は必要かと思うんですけど、なんとなく、民間企業サイドからすれば、特段の優遇みたいに見えるんですけどね。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、これだけ補填を税でもっていくというのは皆さん疑問もあられるかと思いますが、これを廃止してしまえば、先ずは代替を考えないと。やはり少なくとも、少人数でも利用されている方がいらっしゃるとなれば、今後は、私は将来的には廃止、JR バスからまた金額が増えてきた時に払いきれないと。そうなった場合は、町全体で交通網を、また再構築をしなければ、ずっとこのまま、200 万円が 300 万円になり、500 万円になりとすれば、ちょっと厳しいのかなと、私も議員さんがおっしゃるように考えておりますので。今後、また来年に向けても議員さんと皆さん方でいろいろお話を聞きながら構築を、公共交通の在り方について協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

関連です。この JR バス、3 町、嬉野、武雄、東彼杵町の 3 町で今、赤字、交通代金を赤字補填をしているということなんですけれど、この JR バスが始まって相当年月が経っていると思います。それで、一度、最近、この JR バスの利用状況、あるいは利用目的、そういった視点に立って、彼杵発着ですよ、彼杵駅発着。あるいは、向こうから、おそらく多く行っているのは国立病院、嬉野病院が大きな目的。あるいは買い物あたりかと思えますけれど、帰ってくるのは調査は中々難しいでしょうけれど、行きだけ、彼杵駅から行く時にどのくらいの利用者があるのか。利用目的が、何の目的でバスに乗っておられるのか調査をされたことがあるのか。あるいは調査されていなければ調査の必要性はあるのかどうか、この視点でちょっと、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

たぶん、この調査はいたしておりません。いたしておりませんが、やはり、ここに至れば必要性はあるのかなど。ただ、JRとして私はお聞きをしたんですが、もし快速がここに止まらなくなれば、もうバスは、向こうから引き上げられると思うんですよ。もう昔から、たまたま快速が止まって嬉野とちよど交通の要衝でございましたから、そういうバスもJRも接続していましたが。今後、JRとしましても運輸事業だけではなくて、他の事業に展開をされるような形になって、今、コロナとかあって、持ちこたえきれないような、たぶん将来構想をされておられます。

私も、長崎の支社長さんと話をした時に、やはり、どうしても厳しければ民間としてはもう赤字、採算がカバーできなければなくなるかもしれませんという話を聞いておりますので、ここは利用者を増やすのか代替を考えるのかでございます。大石議員がおっしゃるよう一度調査を、臨時の方かをお願いをしても、時間が決まっていますから、出発されるお客さんにどういう目的で、どこまで、個人情報もでございますでしょうけれど、病院かゆめタウンとか買い物とか、そういうのは調査します。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんね。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

39ページをお願いします。7款1項2目商工振興費、これは町長の肝いりであった18節、電子プレミアム商品券の320万円とその下に環境整備事業補助金463万2000円。この執行は、2回目もありましたよね、募集が。これのところが、町長としてこの電子プレミアム商品券を2回やってみて、今後定着させるために、どのような、まだ引き続きやる必要があるのかどうか、これが第一点。第二点目は、来年度に向けてどういう思い、考えを持っておられるかどうか、その二つをお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、プレミアムで、確かに参加される方が少なかったです、はっきり言って。また、枚数というか、個人に、1人最初1万円だけでしたけれど、それを増やしましたが、それでもやはり増加しませんでした。というのは、町内でお店が、使える所がなかなか、参加される方も少ないし、そういう状況で。今後、引き続き来年度というのは、今のところ、私はちょっと無理ではないかなと思ひまして、するならまだ紙ベースというかということ、うちの町はですね。一番ご意見を伺ひますのは、ガソリンスタンドでも使えればよかったんですがという話があったんですけど、中々、JAも参加していただけませんでしたし。そういうことで使う所がないと。お店もそういう装置を準備がちょっとできないということで。私の考えとしては、これは、今回臨時交付金で取り組みはしましたけれど、まだまだちょっと情報不足でもあるし、皆さん方のご意見を伺ひながら進めないこれは無理ではないかなと私は判断をいたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第13号 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第11、議案第13号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第13号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5121万9000円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は、給付費の不足が見込まれるため、保険給付費に930万円の追加計上でございます。歳入の主なものは、支払基金交付金に251万1000円、繰越金429万6000円などでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、1か所訂正をお願いいたします。提案の理由の中の、下から2行目ですけれど、金額が4296となっておりますが、その後に千円を記載をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第13号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)つきまして、町長に代わりまして説明いたします。

13ページの歳出をお願いいたします。2款1項1目につきましては、4月から2月までの支払い実績により、1目居宅介護サービス給付費1370万円の減額、3目地域密着型介護サービス給付費250万円の増額、5目施設介護サービス給付費2150万円の増額、9目居宅介護サービス計画給付費100万円減額を計上しております。

14ページをお願いします。2款2項1目介護予防サービス給付費につきましても、4月から2月までの支払い実績により100万円の減額を計上しております。

15ページをお願いします。2款4項1目高額介護サービス費につきましても、支払い実績により不足が見込まれるため、30万円の増額を計上するものです。

16ページをお願いします。2款5項1目高額医療合算介護サービス費につきましても、支払い実績により80万円の減額を計上するものです。

17 ページをお願いします。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費につきましても、支払い実績により 150 万円の増額を計上するものです。

18 ページをお願いします。5 款 4 項 1 目保健福祉事業費につきましては、今までは一般会計からもらっていたんですけど、今回からこの分については介護の方で支出をしようと思っておりますので、財源更生をいたしました。

次に歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、過年度収入の受入れ及び繰越金を充当し、139 万 2000 円を減額計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました保険給付費に伴う増額費 930 万円の 25%分の 232 万 5000 円を追加計上するものです。

7 ページをお願いします。3 款 2 項 7 目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免の対象となった 18 万 1440 円の 10 分の 6 の 10 万 8000 円を計上するものです。

8 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目介護給付費交付金につきましては、歳出で説明しました保険給付費に伴う増額費 930 万円の 27%分の 251 万 1000 円を追加計上するものです。

9 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました保険給付費に伴う増額費 930 万円の 12.5%分の 116 万 2000 円を追加計上するものです。

10 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、平成 29 年度、平成 30 年度の長崎県地域支援事業交付金再確定により、過年度交付金 78 万 5000 円を追加計上するものです。

11 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、歳出で説明しました保険給付費に伴う増額費 930 万円の 12.5%分の 116 万 2000 円を追加計上。また、6 目保健福祉事業繰入金は、歳出で説明しました財源更生で 165 万 7000 円を減額するものです。

12 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回補正の財源として、前年度繰越金 429 万 6000 円を追加計上しました。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げでありますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 12 議案第 14 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第12、議案第14号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第14号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第4号）でございますが、資本的収入及び支出の補正額が1910万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして2億6307万1000円、支出が3億5051万円でございます。

提案の理由としまして、収益的支出で計上していたストックマネジメント全体計画策定業務990万円を資本的支出に振替え、次年度に計画していた実施計画及び点検調査業務920万円について、補助金の前倒し割当によるために追加計上したものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第14号公共下水道事業会計（第4号）補正について説明を加えます。

12ページをご覧ください。実施計画明細書により歳出から説明をいたします。1款1項1目資本的支出の建設事業費でございますけれど、20節委託料にストックマネジメント全体計画策定業務990万円。そして、ストックマネジメント実施計画策定業務920万円を計上しております。

ストックマネジメント業務は、施設の傷み具合などを調査し、健全度や対応年数等を考慮し、今後の更新計画を策定する業務であります。

まず、下段の実施計画についてですけれど、これは令和3年度事業として補助、要望を上げていたものですが、令和2年度の三次補正において前倒し割り当てを受けることに予定されておりますので、事業費として計上させていただいております。

次に上段の全体計画策定業務の説明ですけれど、こちらは令和2年度の当初予算で予算を頂き、すでに事業実施中の事業であります。先ほど説明いたしました実施計画策定事業の前倒し補正を受け入れ、令和3年度に繰り越して実施をするという手続きは、4条予算、資本的収支では明許繰越で可能な手続きではありますけれど、今ご説明をいたしました全体計画策定業務は、収益的収支、いわゆる3条予算に計上しておりました。3条予算では繰越手続きがかなわぬことから、科目更生を行うために、今回の補正予算において4条予算に計上し直したということにあります。

次に、歳入を説明いたします。1款2項1目国庫補助金に、先ほど説明をいたしました委託業務に対する補助金、補助率2分の1になりますが955万円を追加し、3項1目工事負担金に、955万円の繰入金を追加計上しております。

1ページにお戻りください。今回、収益的収支に変動ありませんので、実施計画書につきましては、資本的収支のみ計上しております。ただいま説明をいたしました補助金、負担金を追加し、資本的収入に1910万円の追加補正を行い、総額2億6307万1000円としております。

2ページの資本的支出にも委託料1910万円の追加補正を行い、総額3億5051万円と計上させて

いただきました。

3 ページから 4 ページのキャッシュ・フロー、5 ページから 8 ページの貸借対照表については、財務資料として添付をしております。後ほどご覧ください。以上、議案第 14 号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 14 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 13 町長の施政方針説明

○議長（吉永秀俊君）

日程第 13、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、令和 3 年度の施政方針についてご説明いたします。

1 ページでございます。施政方針。

新型コロナウイルス感染症の甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には人々の行動・意識・価値観にまで波及しています。

我が国も経済への影響は甚大で、極めて厳しい状況下であり、新型コロナウイルスワクチンの接種により、今後、感染が収束に向かうことを願っています。

世界が今、大きな変化に直面する中で、我が国はポストコロナの「ニューノーマル」の在り方を模索し、新たな時代を見据え、未来を先取りする社会変革に取り組まなければなりません。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、感染症拡大への対応、経済活動の段階的引き上げ及び激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、デジタル化を強力に推進し「新たな日常」の実現を目指すとしています。

また、昨年の基本方針についても引き続き着実に実施するとしており、国の施策の動向を注視し、適切に対応していく中で、国としては、税収減による巨額の財源不足が見込まれ、尚一層の歳出削減が求められている現状でもあります。

本町財政も、人口減少に加え、社会保障費の増加、公共施設の更新事業増も見込まれ、更に感染症の影響による税収減や自然災害の頻発化、激甚化への対応等で厳しい財政状況の中、一層慎重な財政運営のためにも国県の補助事業や民間との連携を密に政策を展開する必要があります。

令和 3 年度の予算編成にあたり、新型コロナ禍の中で新しい生活様式の定着を目指した社会生活が始まります。以前の「あたりまえ」や「ふつう」に戻らず、根本的に違ったものとの考えのもと、多くの課題に対して一つ一つ対峙し、できる所から積極的に取り組む覚悟と責任が必要と考えます。

昨年度は「そのぎ茶」が全国茶品評会において、4年連続で農林水産大臣賞を受賞されました。産地賞につきましては、新型コロナ禍で予定していました「手摘み」ができず2位になりましたが、個人の部での日本一「4連覇達成」の偉業は町にとりましては大きな金字塔でもあり、全国の栽培面積1%の小さな産地が大きな注目を集めています。これからも小さな町の大きな特産品として町の活性化につながるよう全力で取り組んでまいります。

2 ページ目をお願いします。令和3年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

1、新型コロナウイルス感染症予防接種について

国のワクチンの接種計画では、医療従事者の方から優先接種が行われ、その後、65歳以上の高齢者の方、次に基礎疾患のある方へ優先して接種し、その他16歳以上の方の接種順序で予定されています。

本町では、接種場所を総合会館文化ホールホワイエで行いますが、町民皆様への対応がスムーズに行えるよう、会場スタッフとして多数の職員配置が必要であり、万全を期するため全庁的な取り組みとして臨むことにしています。

それにより、職員の通常業務に支障が発生することがあるかも知れませんが、何卒、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ワクチン接種にあたりましては、町医師会の先生方や看護師の皆様方には日常の診察外でのご協力をいただくことになり、心から感謝申し上げます。

東彼杵町では約9か月余り感染者は確認されていませんし、県内でも感染者数が減少傾向ではありますが、今後の感染状況が見通せないため、引き続きマスク着用や手洗いなど感染予防にご協力いただきますようお願いいたします。

2、高齢者タクシー助成事業の見直し

令和元年度から運転免許証を所有しない75歳以上の方で、移動手段を持たない高齢者の方の支援策として開始しましたが、地区懇談会の折に利用しづらいなどの意見をお聞きし、病院への通院や買物ができる店まで遠距離にある山間部地区の方に対しましては、昨年度までの1万円に5000円を追加して交付をいたします。本年度から1回乗車につき1枚のみの利用制限をなくして、何枚でも利用できるようにし、また、その一部を町営バスの回数券としても利用できるように共通化を図ります。

更に特例として、65歳以上75歳未満の方でも病気や事故等で運転ができなくなった方々にも交付を行います。

3、住環境の整備について

千綿地区にある公営住宅の駄地団地が昭和44年度、45年度に建設され、本年度で50年、51年を経過しています。

外壁、屋根材、木製サッシ等の老朽化が著しく進んでおり、社会資本整備総合交付金の活用により、町有地を中心に新たな場所に建設するための地質調査、詳細設計、用地買収等に取り組み、また、昨年度に引き続き、町営住宅の老朽化対策として、下川団地1棟、蔵本A団地3戸の解体も予定しています。

4、農林水産業の推進について

日本一の「そのぎ茶プレミアム戦略事業」として、「そのぎ茶」を知ってもらい、購入のきっかけを作ってもらうために、JR九州が運行する観光列車での提供やホテルで宿泊されたお客様へのおもてなしとして、日本一4連覇の「そのぎ茶」の香り、味を体験していただくことを検討いたしてまいります。

長崎市内での知名度は年々向上していますが、今後は長崎県内を中心とした販売促進と併用して、九州23市町で構成する九州茶産地協議会と連携したイベントを検討していきます。そして、民間との連携も視野に、WEB販売もさらに展開していく必要があります。

イチゴ、アスパラガス、みかん、肉用牛なども経営基盤強化の対策に取り組み、JAと連携しながら販売額の増につなげていくためにも、作目の状況に応じて、JAの各部会との協議を行い、可能な限りの支援を行わせていただきたいと思います。

また、次年度は5年に一度の全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催されますので、長崎和牛のブランドの構築と、産地としての更なる知名度向上につなげていただけるよう支援します。

水産振興につきましては、種苗放流による水産資源の確保を図るとともに、水産多面的機能発揮対策事業や大村湾漁業協同組合施設整備について、大村湾沿岸の自治体と協力し支援をします。

また、次代を担う漁業後継者育成事業（漁業就業実践研修事業）を行っており、後継者としての定着を目指してまいります。

次に、4ページをお願いします。5、町道等の整備についてでございます。

以前より各地区の要望が多い道路、水路等の整備について、災害や環境的に危険が多い箇所は積極的に改善を図っていかねばと考へ、道路橋梁維持・新設改良費の町単独事業費につきましても、前年度当初予算より増額しています。

重点道の駅「彼杵の荘」の整備に伴い、従来の交差点が郵便局側に移動するため、町道も交差点改良工事を実施します。

今までの道の駅には県内外から約100万人の来場者数がカウントされていたので、駐車場や情報休憩施設が整備されると、更に多くの方々の来場が見込まれるのではと考へています。

賑わいの場としての在り方や、それに伴う新型コロナウイルス感染症への対応を実施しながら、交流人口の更なる活用を図るためにも、交通量を含め安全な交差点改良が必要と思っております。

6、消防・防災について

消防第4分団詰所は築45年が経過し、建物自体の老朽化と面積そのものが狭く、前面が彼杵児童体育館への侵入路で団員整列等に支障をきたしている現状であり、防災拠点として新たな場所に建設を計画しています。

消防第6分団につきましては、詰所の団員駐車場が狭く、出勤などの時は、一旦、コミュニティーセンター駐車場を利用している現状で、国道を横断しなければならず、特に夜間は非常に危険なため、令和3年度で用地取得を行いたいと思っております。

また、機材の充実を図るため、旧車両等について小型動力ポンプ普通積載車1、2、5、6分団の入れ替え配備を行います。

近年の災害の多発化、激甚化が進み、団員一人一人の役割が大変重要になっています。こうした団員皆様の労苦に報いるために、資機材の充実に取り組みなければなりません。

大規模災害への備えとして、避難所で使用する備品の充実や決壊した場合に住宅などの被害が想定される防災重点農業用ため池に対し、防災工事の要否を判定する調査を実施いたします。

7、教育文化について

国のGIGAスクール構想により、令和2年度に1人1台のタブレット端末を導入しましたが、令和3年度はタブレット収納バッグの導入や高速通信回線構築、授業支援ソフトの導入など運用に向けての環境整備を実施します。

学校給食につきましては、地産地消による地元食材購入費の助成について増額を行い、保護者の負担軽減を図っていきたいと思います。

伝統文化につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、千綿人形芝居、坂本浮立、蔵本浮立などに、小学生から接する機会を増やしていただき、後継者育成と大人から子どもまで鑑賞機会も増やし、上演会等で町内外の人たちに町の伝統文化を広めることができないか検討を行いたいと考えます。

8、スポーツ振興について

町民グラウンドの改修が完了し、教育委員会で記念大会等が開催できないか検討していただきますが、ソフトボールや野球など多くの皆様方がスポーツを通して、健康増進につながっていくことを望んでいます。

また、長崎県のほぼ中央に位置し、高速道路のICも近い交通の要衝としてのアクセスの良さを最大限活用し、定期的な県大会等が当地で開催できるような対応につきまして、各協会等との連携を図っていただき、交流人口はもとより町内の経済効果にも、大きく波及できる仕組みを生み出していきたいと考えています。

結びに、令和3年度の予算執行にあたりましては、町議会皆様方のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、できる限り地域に出向き、町民皆様方のご意見等をお聴きしたいと思っています。

人口減少と逼迫する経済情勢の中、町としましては、山積する課題に職員と共に総力を挙げて取り組む覚悟でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、施政の方針といたします。

令和3年3月8日 東彼杵町長 岡田 伊一郎。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終17日に予定をしておりますので、質問のある方はよろしくお願ひします。

日程第14 議案第15号 令和3年度東彼杵町一般会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 14、議案第 15 号令和 3 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 15 号令和 3 年度東彼杵町一般会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55 億 400 万円でございます。

債務負担行為につきましては、第 2 表一時借入金の借り入れ最高額は、2 億円と定めています。また、地方債につきましては、第 3 表でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 15 号についてご説明いたします。

最初に、予算概要の 8 ページ、9 ページをお開きください。8 ページの一番下になりますが、本年度の一般会計予算総額は、55 億 400 万円になっております。対前年度比 2 億 3200 万円、4.4%の増となっております。

主な増額の要因としては、10 款教育費では、町民グラウンド改修工事の皆減等で 9748 万 6000 円の減額となりましたが、4 款衛生費では、福祉組合の分担金の増額や新型コロナウイルスワクチン接種事業の計上等により、1 億 2479 万 2000 円の増、また、11 款災害復旧費では令和 2 年災害復旧工事費の計上により 7132 万円 2000 円の増となり、それらが影響していると考えております。9 ページにも記載しておりますので、そちらもご参考ください。

それでは、別の資料です、一般会計予算目別増減内訳書をご用意いただきご覧ください。予算の内容につきましては、時間短縮もありますので、こちらの増減内訳書でご説明いたします。

まず、7 ページをお開きください。表のいちばん左にページという列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しております。このページの数字を使って説明いたしますが、予算書と見比べる際には、その辺りに項目が載っておりますので、後ほどご活用ください。

では、歳出の表の左列で 68 ページというところから始めさせていただきます。2 款 1 項 1 目一般管理費は、職員配置による人件費の増額や、勤怠管理システム導入委託につきましては、職員の出勤時間や休暇取得をシステムで管理するために新規計上しており、合計で 1339 万 4000 円増額しています。

72 ページ、3 目財政管理費は、ふるさと納税事務に関する経費を前年実績に基づく増減を行い、合計 475 万 3000 円の減額となっております。

74 ページの 5 目財産管理費では、公共施設等総合管理計画の改定業務費用を計上しておりますが、非常用発動発電装置設置工事の皆減等により全体で 431 万 2000 円の減額となっております。

77 ページ、7 目企画費の企画一般では、現在、町ホームページのリニューアルを行っておりますが、システム利用料が発生いたしますので 120 万 8000 円計上しております。また、持続可能な地

域づくりに向けた社会連携事業は、Vファーレン長崎と連携して世代間交流等を行い地域活性に取り組みます。目全体では、ホームページリニューアル業務委託の減額もあり 241 万 5000 円減額しております。

79 ページの 9 目電子計算費は、電算に対し新たなセキュリティソフトを導入する費用等を計上しておりますが、電算室空調更新業務の皆減等により全体で 870 万 7000 円の減額となっております。

82 ページ、10 目地域づくり推進事業費の地区施設整備事業補助金は、地区要望から 573 万 4000 円の増、空き家活用促進奨励金は、実績から 430 万円増としており、全体で 860 万 9000 円の増額となっております。

めくっていただいて、8 ページをお願いいたします。表の左側の列で 84 ページ、12 目公共交通事業費では、生活交通路線維持費補助金として JR バスの収益を基に 219 万 4000 円増額しており、全体で 147 万 8000 円増額しております。

90 ページの 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、前年度に戸籍システムのクラウド化を行いましたのでクラウドサービスの利用料 156 万 4000 円の増としておりますが、戸籍のシステム改修費用の皆減等により全体で 1014 万 6000 円減額となっております。

93 ページの 4 項 3 目長崎県知事選挙費は、令和 3 年度の選挙予定から 693 万 2000 円を皆増しております。また、94 ページの 4 目衆議院議員総選挙費でも同様に 1014 万 8000 円を皆増しております。

99 ページの 3 款 1 項 2 目老人福祉費では、老人保護措置費用を見込みにより 607 万 3000 円増額しており、合計では 335 万 6000 円増額いたしました。

101 ページの 3 目障害福祉費につきましても、障害者福祉に係る給付費の見込増により全体で 398 万 4000 円の増額になっております。

106 ページ、2 項 1 目児童福祉総務費は、新型コロナウイルス感染拡大防止事業として認定こども園等が感染防止用品を購入する費用を補助するため 342 万 7000 円計上いたしましたが、その他委託料の減額などと合わせて 482 万 5000 円の減額となっております。

107 ページの 2 目児童運営費は、保育関係事業の利用見込みから合計 365 万 4000 円減額いたしました。

112 ページ、4 款 1 項 2 目予防費の予防費一般では、検診データをマイナンバーと連携するため健康管理システム改修費用を新規で計上しております。また、新型コロナ予防接種事業として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師報酬や看護師への謝礼などを新規で 3749 万 5000 円皆増しており、目全体では 4363 万円の増額となっております。

118 ページ、2 項清掃費では、東彼地区保健福祉組合の分担金増に伴い、項全体では、4874 万 9000 円の増額となりました。

めくっていただきまして、10 ページをお願いいたします。表の左側の列では 124 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費になります。農業振興費一般の牛舎等長寿命化推進事業は、牛舎等施設の長寿命化に対し補助を行う費用として 250 万円、農業近代化施設整備事業は、水稻防除用のヘリコプター

購入費用に対し補助を行う費用として 150 万 4000 円を計上しております。また、有害鳥獣対策費のながさき鳥獣被害防止総合対策事業では、有害鳥獣捕獲に対する助成を 101 万 1000 円増額しました。目全体では、19 万 4000 円の増額になっております。

127 ページの 4 目土地改良事業費は、複数の水路橋等の定期点検費用を新規で計上しておりますが、大音琴地区流末排水水路整備工事の皆減等により、合計では 1528 万 1000 円の減額となっております。

130 ページの 7 目広域農道維持費では、広域農道の区画線を引き直す工事費用を計上しており、合計で 348 万 1000 円の増額となっております。

132 ページの 2 項 1 目林業総務費は、森林経営管理制度に関する業務委託料や森林の保育費用等を計上しており、計 441 万 3000 円増額となっております。

135 ページ、3 項 1 目水産業振興費の次代を担う漁業後継者育成支援事業補助金は、漁業就業者に対する研修費用の助成で 125 万円を皆増しており、合計で 112 万 8000 円増額となっております。

136 ページ、3 目水産物供給基盤保全事業の機能保全工事は、航路確保のため千綿漁港に堆積した土砂を撤去する費用として合計で 4176 万 9000 円計上いたしました。

144 ページ、8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費の道路橋梁維持事業では、複数個所の橋梁補修設計業務費を計上し、橋梁補修工事費用についても増額しております。また、道路橋梁改良事業では、改良工事として町道の改修費用を増額計上しており、目全体では 4551 万円増額しております。

148 ページの 3 項 2 目河川改良費は、鉄道運輸機構からの受託事業である塩鶴川の溪流保全工事費用を増額しており、合計で 3026 万 9000 円の増額となりました。

150 ページ、4 項 1 目港湾管理費の川棚港海岸緊急自然災害防止対策事業は、小音琴地区の離岸堤工事になりますが、負担金増額により計 250 万 4000 円の増額となっております。

153 ページ、6 項 1 目住宅管理費は、駄地団地建替設計業務や町営住宅長寿命化計画策定業務の委託料などを新規で計上しており、全体で 3706 万 1000 円の増額となっております。

めくっていただきまして 12 ページをお願いいたします。表の左列では、159 ページ、9 款 1 項 3 目消防施設費の小型動力ポンプ積載車は、積載車 4 台の更新を予定しています。また、消防第 4 分団の詰所新築工事費用や複数箇所の防火水槽蓋修繕工事費用を計上しており、全体で 5180 万 7000 円の増額となっております。

それと、申し訳ございません。今の箇所の主な増減理由の欄ですけれど、2 行目の少し右側になりますけれど、4 分団の団の字が断るという字になって誤っておりました。4 分団の団ですね、すみませんが訂正をお願いいたします。

160 ページの 5 目災害対策費は、災害発生時に使用するポータブル蓄電池の購入費用や危険区域等を統括したマルチハザードマップの作成費用を計上いたしましたが、非常用発電機の皆減等により合計では 192 万 8000 円の減額となりました。

167 ページの 10 款 2 項 1 目学校管理費では、千綿小学校移転に備えた旧千綿中学校関係の改修費用や小学生児童がタブレットで使用する授業支援ソフト利用料を計上しております。旧千綿中学

校運動場整備事業皆減等により合計では770万5000円の減額となっております。

173ページの3項1目学校管理費では、中学校のスクールバス運行業務委託料を増額しております。また、中学生生徒がタブレットで使用する授業支援ソフト使用料を新規計上しており、合計で989万6000円の増額となっております。

181ページの5項2目教育センター費は、総合会館の防災受信機や非常用照明器具が故障や劣化により取り替えの必要が生じたため、消防設備取替工事を新規で計上し、計1463万7000円の増額となっております。

186ページの文化財保護費は、歴史民俗資料館の空調設備の故障により空調機改修の設計及び工事費を新規で計上しました。全体で2656万7000円の増額となっております。

190ページの6項2目体育施設費は、彼杵児童体育館の天井照明が一部故障し、修繕工事費を計上しております。町民グラウンド改修工事の皆減等により、合計では1億3893万4000円の減額となりました。

192ページの7項1目学校給食共同調理場費では、地産地消給食費助成として地元食材購入の助成費用を240万円増額しておりますが、床面塗装塗替工事の皆減等により合計11万7000円減額となりました。

196ページの11款2項1目公共土木施設災害復旧費は、令和2年発生の河川災害復旧工事費用を皆増しており、全体で7068万9000円の増額となっております。以上、簡単ではございますが、歳出の説明を終わらせていただきます。一般会計予算概要の18ページ以降に事業概要がございます。50万円以上の事業概要を記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

それでは、増減内訳表で1ページにお戻りください。歳入になります。左側の列予算書ページです、16ページ以降になります。1款町税になりますが、景気悪化の影響による個人町民税の減や、税率引き下げによる法人町民税の減により、全体で1041万8000円の減額と見込み計上しております。

27ページ、6款法人事業税交付金につきましては、昨年度新設された国の法人税を配分する交付金になりますが、見込みにより449万9000円増額計上しております。

めくっていただいて、2ページをお願いします。左側の列で28ページ、7款地方消費税交付金ですが、地方財政計画及び前年の交付額から3500万円の減額を見込み、計上しております。

33ページの11款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ですが、新型コロナウイルスの影響を受けた事業所に対する令和3年度固定資産税減免額が全額交付金として交付されることになっており、1960万円計上しております。

34ページ、12款地方交付税については、地方財政計画でも全体で5.1%増として出されおり、基準財政収入額及び需要額を試算し、普通交付税を1億1000万円の増額計上いたしました。なお、特別交付税については、昨年度と同様の8000万円を計上しております。

37ページ、14款2項1目民生費負担金です。すみません、こちらも主な増減理由欄に間違いがございました。老人保護施設のあとは、入る所と書いて入所でございます。老人保護施設入所費用負担金です。変換間違いになります。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

こちらは利用者負担金になりますが、利用者の増に伴い 104 万 8000 円増額して合計で 104 万 9000 円の増額となっております。

41 ページ以降の 16 款 1 項国庫負担金については、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、全額国の負担となっており、災害復旧費用や橋梁補修事業の補助金等を合計して款全体で 8890 万 5000 円の増額としております。

45 ページ以降の 17 款県支出金につきましては、次のページに移りますが、2 項 4 目の水産物供給基盤機能保全事業に対する補助金や、3 項 1 目の衆議院及び県知事選挙に対する委託金を含めて、款全体では 3102 万 4000 円増額計上しております。

53 ページ、20 款繰入金では、町道改良工事費用等の財源として 3 目ふるさと創生事業基金からの繰入を 1071 万 2000 円の増。また、歴史民俗資料館の空調機器改修工事等の財源として 5 目教育文化施設整備基金からの繰入を 1134 万 1000 円増額し、全体では 2124 万 2000 円の増額となっております。

56 ページ以降の 22 款諸収入につきましては、めくっていただいて次のページになりますけれども、5 項 1 目の塩鶴川溪流保全工事の受託費用を増額しておりますが、6 項 5 目雑入の町民グラウンド改修工事の財源としておりましたスポーツ振興くじ助成金の皆減等により、款全体では 6788 万 5000 円の減額となっております。

64 ページの 23 款町債では、各種工事や消防事業を起債予定としておりますが、1 項 5 目の臨時財政対策債は、地方財政計画で増額計画となっていることから 4000 万円増額しており、款全体では 7030 万円増額としております。歳入につきましては、以上となります。

それでは、次は令和 3 年度一般会計予算書の方をお願いいたします。

11 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為になります。前年と同じく 3 件の債務負担行為を設定しております。

1 段目は、中小企業振興資金又は創業支援資金について長崎県信用保証協会が代位弁済した場合、2 分の 1 の損失補償を町が負うという内容の債務負担行為となります。

2 段目は、水洗便所改造資金の融資を受けた債務者等の債務不履行により、金融機関が損失を受けた場合、町が損失補償を負うという内容の債務負担行為となります。

3 段目は、水洗便所改造資金融資の借入によって発生する利子額を、償還満了の日まで町が負担するという内容の債務負担行為となります。

12 ページをお開きください。第 3 表、地方債でございます。地方自治法第 230 条第 1 項に規定する、起債の目的、限度額、起債の方法などを、第 3 表のとおり定めております。

以上で説明を終わりますけれども、4 ページの第 1 表のほか、その他の事項につきましては、積み上げですので説明を省略させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、税財政課長の概要説明を終わります。

ここで昼食のために暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 04 分）

再 開（午後 1 時 11 分）

○議長（吉永秀俊君）

全員お揃いのおようですので、休憩前に戻り、会議を進めたいと思います。

これから、令和 3 年度東彼杵町一般会計予算についての質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

139 ページをお願いします。7 款 1 項 3 目観光費 18 節負担金補助及び交付金、町ふるさと交流センター補助金 700 万円。これは、前町長の渡邊悟町長の時に肝いりでスタートした交流センターでございますけれど、私は、ここで補助金に当たって 700 万円、これは町がふるさと交流センターに 700 万円補助します。そのふるさと交流センターの会長が、現在、岡田町長ですね。何を言いたいかと言うと、補助する側が、受け取る側も会長、この関係が適切なのかどうか、この点を、岡田町長の見解をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは私も気にはしております、やはり、利益相反ということになるのではないかなと思っております、例えば、社会福祉協議会もそうでした。町長が会長でした。そういうことで変わりましたので、私は観光協会に、皆さんがご了承いただければ出して、そして、事務局も、会長もそっちの方にお願ひできないか調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

101 ページの高齢者タクシー利用券の関係なんですけれど、詳しくは委員会で聞きますけれど、町長に 1 点だけお尋ねします。施政方針の中で、特例として 65 歳以上 75 歳未満の方でも、病気や事故等で運転ができなくなった方というふうに書いていらっしゃるんですけど、単純に 65 歳以上で免許証を持たない方、返納された方というわけではなく、免許証を持っていても、例えば病気や事故などで運転ができない方。そういうふうに取り取るのか。その辺をもうちょっと詳しく、良ければ教えていただければ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

65 歳以上で元気な方は、当然バスの利用とか徒歩とかも何でもできられると思いますから、病気とか怪我で、例えばどうしても動けなくなられたという方は、やはり、公共交通として利用をできないということがございますので、そういう方だけ今度申請をされて、こちらで調査をして出すということにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 15 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 15 議案第 16 号 令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

日程第 15、議案第 16 号令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 16 号東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34 万円でございます。

一時借入金の借入れ最高額は、1100 万円と定めております。

この予算につきましては、科目設定でございますので、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 16 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで、税財政課長の方から、確定申告事務のために退席の要望がっておりますのでこれを許可します。

日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 17 議案第 18 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 18 議案第 19 号 令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

続きまして日程第 16、議案第 17 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 17、議案第 18 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 18、議案第 19 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の

説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 17 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 1800 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、2 億円と定めています。

次に、議案第 18 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 1760 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1 億円と定めています。

次に、議案第 19 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1900 万円でございます。以上 3 件の詳細につきまして健康ほけん課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

それでは、議案第 17 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算につきまして説明します。

平成 30 年度から財政運営の責任主体が都道府県化されまして、市町ごとの国保事業費納付金の額が決定されます。したがって、国保事業費納付金については県の指定値を計上することとなります。税率改正につきまして本年度も改正の予定でしたが、新型コロナウイルス感染の影響を考慮し据え置きとしました。

今年度の予算総額は、対前年比△4.62%、5900 万円の減で 12 億 1800 万円を計上しました。

主な増減の内訳について説明いたします。

22 ページをお願いします。歳出、1 款 1 項 1 目は、昨年並みの計上となりました。

27 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、被保険者の減少と実績見込みにより 7 億 4099 万 2000 円を計上し、2 目退職被保険者等療養給付費は、対象被保険者が該当無しであります。年遅れの請求分の 10 万円を計上。3 目一般被保険者療養費は、実績見込みにより対前年比 50 万 6000 円の増の 634 万 9000 円を計上しています。

28 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、前年の 1 人当りの給付実績を勘案し、112 万 2000 円増の 1 億 4937 万 1000 円を計上しました。2 目退職被保険者等高額療養費は、対象被保険者が該当無しであります。年遅れの請求分の 1 万円を計上しています。

32 ページをお願いします。2 款 6 項 1 目、新型コロナウイルス感染症傷病手当金として、17 万 3000 円を計上しています。

33 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、県が決定しました本町の納付金で 2 億 588 万 5000 円、対前年比 1182 万 3000 円の減となりました。2 目が退職被保険者医

療給付費分で 5000 円を計上しています。

34 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目 18 節、県の指示により後期高齢者支援金等が一般被保険者分として 5358 万 1000 円、35 ページの 3 款 3 項 1 目介護納付金分は 1684 万円を計上しています。

37 ページをお願いします。5 款 1 項 2 目疾病予防費は、令和 2 年度は、会計年度職員 1 名分を計上していましたが、その分を減額し、今回、467 万円を計上しています。

歳入の 10 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税は、県が示した納付金から本町に入ってくる公費、保険税で実施する保険事業を精査して必要額を算出していますが、本年度は、納付金を納めるための必要額が税では不足することから基金を繰り入れることとしています。

保険税の予算総額は、対前年度比 4.94%減の 989 万円の減で、1 億 9027 万 8000 円を計上しました。

13 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金ですが、総額 9 億 2351 万 1000 円を計上しています。内訳は普通交付金として保険給付費に要する額 8 億 9898 万 3000 円を計上しております。これが歳出 2 款保険給付費分となります。

特別交付金は、保険者努力支援制度の交付金として 543 万 6000 円、特別交付金（市町村分）1563 万 7000 円、特定健康診査等負担金 345 万 5000 円を計上しました。

15 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険料軽減分・保険者支援分に係る保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費繰入金、合計の 8376 万 9000 円を計上しました。

16 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目基金繰入金は、対前年比 400 万円減の 1600 万円を計上し、保険税収入不足分として計上しています。

17 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目繰越金は、前年並みの 420 万円を計上しています。

その他の歳入については、前年同様の内容で計上していますので省略します。

戻っていただいて、4 ページから 7 ページの第 1 表及び 8 ページ、9 ページの事項別明細書及び末尾の 46 ページから 48 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 18 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算について説明します。

令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画を新たに策定しました。保険給付費、地域支援事業費ともに前年度実績あるいは今後の見込みを基に計上しています。

保険給付費の推移は、近年減少傾向にあります。施設の増加によるサービス給付費の増加や、地域支援事業費の上昇は見込まれますが、総額は対前年比 1.2%減の 8 億 1760 万円の計上でございます。

目別に主な項目・増減の理由を説明します。

26 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、前年度並みの 292 万 6000 円の計上です。

29 ページをお願いします。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費の 3 節、時間外勤務手当費を計上したため 33 万 5000 円の増額となりました。2 目認定調査等費は、会計年度任用職員の報酬、期末手当

も増により 44 万 8000 円の増額となりました。

32 ページをお願いします。1 款 5 項 1 目計画策定委員会費は、第 8 期介護保険事業計画策定費、報酬費、委託費の減によりまして 11 万 4000 円を計上しました。

33 ページをお願いします。2 款保険給付費は、33 ページから 41 ページまでになります。

保険給付費の総額は、対前年比 2.8%の減、2091 万 1000 円減の 7 億 1630 万円を計上しています。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、1414 万 9000 円を減額して 2 億 6749 万 1000 円の計上となりました。主には、訪問介護・通所リハビリテーションの利用実績を勘案しております。

34 ページをお願いします。2 款 1 項 3 目地域密着型介護サービス給付費は、対前年度比 584 万円の減額となっています。認知症対応型共同生活介護の利用実人員を勘案し減額しました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者がなく、地域密着型通所介護利用者の減によるものです。

2 款 1 項 7 目居宅介護福祉用具購入費は、前年度の実績をもとに 22 万 4000 円の減額計上となりました。

2 款 1 項 8 目居宅介護住宅改修費は、前年度の実績をもとに 34 万 6000 円の増額計上となりました。

35 ページの 9 目居宅介護サービス計画給付費は、前年度の実績をもとに 121 万 3000 円減額計上となりました。

36 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費、前年度の実績をもとに 76 万 8000 円の減額計上となりました。福祉用具貸与及び特定入居者生活介護の利用者が減っています。

2 款 2 項 3 目地域密着型介護予防サービス給付費、前年度の実績をもとに 228 万 8000 円の増額計上となりました。グループホームほのぼの新館の利用者が、昨年 9 月から増によるものです。

40 ページをお願いします。2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、支給件数の概数をもとに計上し、総額延べ 71 件、227 万 2000 円の計上となりました。

41 ページをお願いします。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費、施設利用者の居住費、食費の基準費用額が低所得者の過重な負担とならないよう、額の軽減が図られています。前年度実績をもとに 20 万 9000 円の減額を見込み、2379 万 1000 円を計上しております。

44 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費は、実質的には 5 年目の事業となります。前年度と比較しまして、324 万 6000 円の増額となりました。高齢者の介護と保険予防事業の一体的実施に伴い、会計年度職員の名採用によるものです。

46 ページをお願いします。5 款 2 項 2 目総合相談事業費は、派遣職員負担金嘱託職員費 3 か月分 31 万 3000 円を減額しています。

47 ページをお願いします。5 款 2 項 4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費も、派遣職員負担金嘱託職員費 3 か月分 78 万 1000 円等を減額し、12 節、研修会委託費 14 万 2000 円を計上しています。

5 款 2 項 5 目任意事業費は、12 節、介護給付費等費用適正化業務委託費 210 万円を計上しております。

48 ページをお願いします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費は、職員 1 名の人件費等により 592 万 3000 円の増額計上となりました。

50 ページをお願いします。50 ページは前年度並の計上となりました。

52 ページをお願いします。5 款 4 項 1 目保健福祉事業費は、194 万 7000 円の増額となりました。講演会委託料 150 万円と配食事業委託料 42 万円増となっております。

戻っていただいて、歳入の 10 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料は、昨年 12 月末現在の被保険者 2,826 人で、第 8 期保険事業計画に基づき令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料月額基準額を令和 2 年度までの 5400 円から 5000 円に改定したことにより、介護給付費準備給付金を繰り入れたことにより、対前年度比 10.7%減、1771 万円減の 1 億 4853 万円を計上しました。

12 ページをお願いします。3 款 1 項国庫負担金 1 目 1 節現年度分介護給付費負担金は、保険給付費の相当分の 4 億 657 万 6000 円の 20%相当分 8130 万 7000 円と、施設サービス費 3 億 972 万 4000 円の 15%相当分の 4645 万 6000 円との合計額 1 億 2776 万 3000 円を計上しました。

13 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目調整交付金は、歳出 2 款保険給付費 7 億 1630 万円の 7%相当分、5013 万円の計上となりました。2 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出 5 款 1 項介護予防事業・日常生活支援総合事業の 3603 万 1000 円の内、基準額 3231 万 9000 円の 25%、807 万 9000 円を計上しています。3 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出 5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センターの運営及び任意事業費の交付基準額 1290 万 3000 円の 38.5%、496 万 8000 円と 6 目の社会保障充実費の交付基準額 2168 万 2000 円の 38.5%、834 万 7000 円の計 1331 万 5000 円を計上しています。4 目介護保険事業補助金は、1 款の一般管理費の 12 節介護保険システム修正業務委託料 63 万 4000 円の 50%を計上しています。5 目保険者機能強化推進交付金は、令和 2 年度実績として交付されます 107 万 3000 円を計上しています。6 目保険者努力支援交付金は、令和 2 年度実績として交付されます 118 万 8000 円を計上しています。

14 ページをお願いします。4 款 1 項支払基金交付金は、現役世代 40 歳から 64 歳分の負担金として健康保険の各保険者が徴収し、納付した保険料が支払基金交付金として交付されます。

1 目介護給付費交付金は、歳出 2 款保険給付費 7 億 1630 万円の 27%相当分の 1 億 9338 万 7000 円が交付されます。保険給付費の減少により 566 万円の減額で計上しました。2 目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業・日常生活支援総合事業費 3231 万 9000 円の 27%、872 万 6000 円の計上です。

15 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目介護給付費負担金は、国庫負担金同様に保険給付費の在宅サービス分 4 億 657 万 6000 円の 12.5%相当分 5081 万 4000 円と、施設サービス分の 3 億 972 万 4000 円の 17.5%、5419 万 9000 円との合計額 1 億 501 万 3000 円を計上しました。

17 ページをお願いします。5 款 3 項県補助金 1 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出 5 款 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、基準額 3231 万 9000 円の 12.5%、403 万 9000 円を計上しています。2 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出 5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センターの運営及び任意事業費の交付基準額 1290 万 3000 円の 19.25%、248 万 4000 円と 6

目の社会保障充実費の交付基準額 2168 万 2000 円の 19.25%の 417 万 3000 円の計 665 万 7000 円を計上しています。

19 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金は、法定繰入額として、保険給付費 7 億 1630 万円の 12.5%相当分 8952 万 7000 円を計上しました。2 目地域支援介護予防事業繰入金は、総合事業費 3231 万 9000 円の 12.5%、403 万 9000 円と、介護一体化事業費 362 万 8000 円の計 766 万 7000 円を計上しています。3 目地域支援包括任意事業繰入金は、歳出 5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センターの運営及び任意事業費の交付基準額 1290 万 3000 円の 19.25%、248 万 4000 円と 6 目の社会保障充実費の交付基準額の 2168 万 2000 円の 19.25%、417 万 3000 円の計 665 万 7000 円を計上しています。4 目低所得者保険料軽減繰入金は、第 1 段階から第 3 段階の保険料軽減対策分として国、県、町の分を合わせて 995 万 9000 円を計上しています。5 目その他一般会計繰入金は、1 節職員給与等繰入金は、一般管理費、賦課徴収費等 338 万 4000 円と 2 節事務費繰入金は、介護認定審査会費、認定調査費等 1444 万 7000 円を計上しました。

保健福祉事業繰入金は、配食事業単独分等として一般から繰り入れていましたが、自主財源を充てることとして廃目しました。

20 ページをお願いします。7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 1300 万円は、保健福祉事業及び保険給付費の財源として取り崩すことにしました。

戻っていただいて、4 ページから 7 ページの第 1 表及び 8 ページ、9 ページの事項別明細書及び末尾の 55 ページから 57 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 19 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計について説明します。

後期高齢者医療特別会計は、平成 20 年 4 月から始まった 75 歳以上の後期高齢者のために設けられた特別会計であります。主な歳入は、75 歳以上の被保険者から徴収します保険料と一般会計からの繰入金であります。主な歳出は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付します事務費負担金と保険料納付金であります。本年度当初予算額は、後期高齢者医療広域連合納付金に総務費等を加算した対前年比 1.7%増の 1 億 1900 万円を計上しました。

それでは、増減の主な要因につきまして目別に説明します。

19 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年比 9 万 6000 円減の 973 万 8000 円を計上しました。12 節委託料の健康診査委託料、集団検診費用単価の増で 29 万 3000 円増。18 節人間ドック検診補助金 16 万 7000 円の減です。昨年同様の 80%を補助いたします。

21 ページをお願いします。2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目保険料等納付金は、被保険者から徴収します後期高齢者医療現年度保険料等 7228 万 9000 円と、低所得者軽減分を補填するため県から交付される後期高齢者医療保険基盤安定基金交付金として繰り入れた 2978 万 2000 円を合わせて広域連合へ納付するもので、対前年 172 万 5000 円増の 1 億 207 万 1000 円を計上しております。2 目事務費負担金は、広域連合の運営費用を構成する 21 市町から、市町の規模に応じて負担するもので、広域連合から通知があった 600 万 8000 円を計上しております。

戻っていただいて、歳入の 8 ページをお願いします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、2 年毎

に保険料改定を行い広域連合が賦課決定を行うことになっております。令和3年度は前年度と同様の均等割額4万7200円、所得割率8.98%となっております。1目特別徴収保険料は、年金から直接徴収するもので、広域連合から通知がありました対前年比288万3000円減の5341万4000円を計上しております。2目普通徴収保険料は、対前年度比461万7000円増の1861万1000円を計上しました。

11ページをお願いします。5款1項一般会計繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金、予備費等に充当するため、一般会計から繰り入れるもので、対前年度比106万6000円増の4007万8000円を計上しました。今回、増額になった要因は、人間ドック検診補助金について、広域の補助額が80%から50%になったためです。影響額としては90万9000円です。

17ページをお願いします。7款5項4目雑入の健康診査委託料は、健康診査委託料576万1000円、糖尿病重症化予防委託料7万円として100%。また、人間ドック検診補助金90万9000円は、50%が広域連合から交付されます。

戻っていただきまして、4ページから5ページの第1表及び6ページから7ページの事項別明細書、24ページから25ページの給与費明細書は、ただいま説明しました予算の積み上げですので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号、議案第18号、議案第19号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第20号 令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第20 議案第21号 令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第19、議案第20号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第20、議案第21号令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、以上2件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第20号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8620万円でございます。

一時借入金の借入れ最高額は、500万円と定めています。

次に、議案第 21 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1810 万円でございます。

一時借入金の借入れ最高額は、500 万円と定めています。以上、2 件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 20 号から 21 号について説明を加えます。

まず、議案第 20 号農業集落排水事業特別会計についてご説明をいたします。

19 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、通信運搬費等、管理費等を例年並みに計上しております。

20 ページをご覧ください。1 款 2 項 1 目排水費です。処理場やマンホールポンプの運営費となりますけれども、今年度は 10 節需用費における修繕費につきまして、マンホールポンプや処理場の汚泥引き抜きポンプ等にトラブルが確認されておりますので増額をしております。また、14 節工事請負費ですが、西部の処理場で、何度も台風によりまして洗堀の被害を受けておりますフェンスの基礎部分を保護するための張コンクリート工事を 111 万 2000 円計上をしております。その他電気代や管理委託費等については、前年度並みの計上としております。

22 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目建設費です。12 節委託料ですが、昨年度から実施しております農業集落排水事業の公営企業化に向けた資産評価業務と、企業会計システム導入に伴い必要となります事務支援と会計システム導入費を計上いたしております。

また、更新工事の資材特別調査につきましては、補助事業における特殊資材についてコンサルタント事業者によります市場調査費用を計上をいたしました。

次に 14 節工事請負費ですが、2 年前から実施をしております施設の更新事業の継続事業として、更新時期を迎えた機器類の交換の計画をしております。また、この更新事業に該当していないマンホールポンプにつきまして 3 か所分不具合が生じておりますので、交換工事費を併せて計上いたしました。

23 ページをご覧ください。3 款 1 項公債費につきましてですが、下水道事業債の償還元金、利子を計上をいたしました。

25 ページの給与費明細につきましては、人件費を計上しておりませんので時間外手当分のみの掲載となります。

26 ページには、地方債の現在高について調書を掲載しておりますので後ほどご覧ください。

次に、9 ページをご覧ください。歳入についてご説明をさせていただきます。1 款分担金は科目設定のみです。

10 ページ、2 款 1 項 1 目使用料は、例年並みの計上となります。ちなみに、中尾地区が 26 戸、西部地区が 134 戸の契約件数となっております。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目県補助金です。設備更新事業に係る補助金 598 万 2000 円を計上しております。

13 ページ、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、6111 万円を計上しております。

14 ページの 5 款から 17 ページの 6 款までは、科目設定となります。

18 ページ、7 款町債ですけれど、下水道事業債、これは更新事業に係るものとなりますけれど、1210 万円を計上をしております。

6 ページをお開きください。地方債につきましては、内訳として先ほどご説明いたしました 1210 万円の内訳として更新事業に 530 万円。公営企業会計適用債について 680 万円を掲載をしております。

戻りまして 4 ページから 5 ページの第 1 表と、7 ページから 8 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を割愛いたします。

続きまして、議案第 21 号漁業集落排水事業特別会計についてご説明をさせていただきます。

19 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、例年並みの計上としております。

20 ページ、1 款 2 項 1 目排水費です。10 節需用費の修繕費において、農業集落排水事業の方で説明をいたしました処理場の汚泥引き抜きポンプ等の修理費用として漁業集落排水事業負担分、農業集落排水事業が 6 割、漁業集落排水事業が 4 割としておりますけれど、この漁業集落排水事業負担分を増額をしております。

また、14 節工事請負費におきましても、先ほど農業集落排水事業で説明をいたしました西部処理場施設のフェンス基礎部分の張コンクリート工事の漁業集落排水事業負担分を計上しております。その他の電気代や管理委託料等は、例年並みの計上となります。

続きまして、22 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目建設費です。これも農業集落排水事業の説明と重複いたしますけれど、12 節委託料におきまして公営企業に向けた資産評価、事務支援、会計システム導入、これら費用の漁業集落排水事業費用負担分を計上をいたしました。また、更新工事に係る資材単価の市場調査費用についても、合わせて農業集落排水事業同様に 4 割分を計上をしております。14 節工事請負費につきましても、施設更新事業の漁業集落排水事業負担分として計上をいたしております。

23 ページ、3 款 1 目公債費ですけれど、下水道事業債に係る元金、利子の償還分を計上しております。

25 ページに給与費明細を挙げておりますが、農業集落排水事業同様人件費を掲載しておりませんので、時間外手当分のみの掲載です。

26 ページには地方債の現在高について調書を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

9 ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1 款分担金は科目設定のみです。

10 ページの 2 款 1 項 1 目使用料につきましては、例年並みの計上としております。ちなみに契約件数は 81 戸となります。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目県補助金ですけれど、設備更新事業に係る補助金と

して 175 万円を計上しました。

13 ページ、一般会計繰入金ですけれど、859 万円を計上しております。

14 ページ 5 款から 17 ページ 6 款までは科目設定です。

18 ページ 7 款町債ですけれど、下水道事業債ですが、更新事業に係る起債として 520 万円を計上しております。

戻りまして 6 ページをお願いします。第 2 表地方債につきまして、先ほどの 520 万円の内訳として、更新事業に 150 万円と公営企業適用債の 370 万円という形で掲載をしております。

戻って 4 ページ、5 ページの第 1 表と、7 ページ、8 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を割愛させていただきます。説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 20 号、議案第 21 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計予算

日程第 22 議案第 23 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 21、議案第 22 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 22、議案第 23 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 22 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第 3 条の水道事業収益が 2 億 5756 万 3000 円で、水道事業費用が 2 億 4046 万 7000 円となっております。

第 4 条の資本的収入が 1 億 5041 万 6000 円、資本的支出が 1 億 7224 万 6000 円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしております。

続きまして、議案第 23 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算でございますが、第 3 条の下水道事業収益が 2 億 9921 万 5000 円で、下水道事業費用が 2 億 5484 万 9000 円となっております。

第 4 条の資本的収入が 2 億 6006 万 6000 円でございます。資本的支出が 3 億 5456 万 6000 円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしております。以上、2 件の詳細につきまして、水道

課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。
水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 22 号から 23 号について説明を加えます。

まず、議案第 22 号水道事業会計についてでございます。26 ページをお開きください。実施計画明細書によりまして説明をさせていただきます。

26 から 28 ページまでで収益的収入及び支出を掲載しております。そのうち収入から説明をいたします。1 款 1 項 1 目給水収益では、3,216 件の使用料といたしまして 1 億 6726 万 6000 円を計上いたしました。その他、各営業収益は、各種手数料加入金です。

2 項 2 目では、一般会計補助金といたしまして、基準内繰入 3 件で 777 万 4000 円を、基準外繰入金 1672 万 5000 円を計上をいたしました。

3 目では、長期前受金戻入分といたしまして積み上げ分の 6369 万 2000 円を計上しております。

5 目消費税還付金につきましては、試算結果といたしまして 109 万 9000 円を計上しております。

次に支出でございます。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費としまして、ポンプ電気料や水質管理に係る費用を計上をしておりますけれど、基本的には例年並みの金額の計上となっております。

2 目配水及び給水費では、排水管路網の管理に関する費用といたしまして、漏水修理、メーター検針費用等を計上をしております。

工事請負費におきまして、工事費が対前年比 280%と増額しておりますけれど、これは、更新時期を迎えるメーター器の件数が今年度増加しますので、増額という結果になっております。メーター器の件数については年ごとに増減いたします。

4 目総係費ですけれど、営業に係る職員給与費において 1 節給料が前年比 114%に増額しておりますけれど、昨年度まで管理職の給料を公共下水道事業会計と水道事業会計で折半していたものを、今年度からすべて水道事業会計で賄うことに変更いたしましたので、水道事業会計の方が増額となりました。その他の費用については、例年並みの計上となっております。

29 ページをご覧ください。30 ページまでに資本的収支を掲載しております。収入からご説明いたします。1 款 1 項企業債につきましては、老朽管の更新事業に係る 7720 万円を計上いたしました。2 項工事負担金につきましては、一般会計からの繰入れといたしまして、更新事業分と公共下水道事業により発生します水道管の移設補償工事分の合計 3400 万円を計上いたしました。4 項補償金につきましては、公共下水道事業からの補償金といたしまして 1200 万円を計上しております。5 項出資金につきましては、企業債償還金のうち償還元金ですね、企業債償還元金のうち基準内繰入となる分を出資金として取扱い、2721 万 4000 円を計上しております。

次に、支出です。1 款 1 項 1 目建設改良費には、川内地区の測量設計に係る委託料 1045 万円と公共下水道事業に係る移設補償工事費用 2600 万円を計上しました。2 目老朽施設更新事業につきましては、国道横断部分の推進工事箇所に必要な設計委託費用 1765 万円と、老朽管更新工事、この

費用を7853万2000円計上をしております。

30ページですが、老朽管更新事業の続きとなりますけれども、工事で必要となります用地費、これを101万8000円計上をしております。4目固定資産購入費につきましては、更新時期を迎えますメーター器の購入費用といたしまして501万1000円を計上しております。

2項企業債償還金ですけれども、償還元金分を3357万6000円計上しております。

戻りまして6ページをお開きください。収益的収支の実施計画につきましては、これまでの説明の総額、水道事業収益が2億5756万3000円、そして、水道事業の費用が2億4046万7000円となります。

8ページに資本的収支がございますけれども、先ほどまでの説明の総額といたしまして、資本的収入が1億5041万6000円、資本的支出が1億7224万6000円となります。

1ページをお開きください。ただいまご説明いたしました収益的収支及び資本的収支を第3条及び第4条の予算として計上をいたしておりますが、4条に記載しておりますように資本的収支で不足する額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金により補填するものとしております。

2ページをご覧ください。第5条から第10条につきましては、記載のとおりですので後ほどご一読をお願いします。

10ページからは財務諸表を掲載をしております。10ページにキャッシュ・フロー計算書、これは令和3年度1年間における現金の流れを表しております。

そして、12ページから給与費明細書を掲載しております。水道事業において賄う職員は、水道課長、上水道施設係、上下水道総務係の人件費であります。

18ページには、前年度の損益計算書、19ページには令和3年度の損益計算書を掲載しております。これは、1年間に生み出した利益においてどのように生じたものかを表しております。

20ページからは、貸借対照表を掲載をしております。これは、各年度末時点での資産の保有状況と、その資産を形成した資金の調達方法等を表しております。

財務諸表については、後ほど詳しくご覧いただきたいと思っております。

続きまして議案第23号公共下水道事業会計についてご説明させていただきます。

28ページをお開きください。実施計画明細書によりまして詳細を説明させていただきます。32ページまでに収益的収支を掲載をしております。

先ず収入からご説明いたします。1款1項営業収益におきましては、1目下水道使用料から4目その他の営業収益の手数料まで昨年並みで計上をいたしました。

2項営業外収益につきましては、3目負担金1節一般会計繰入金となりますけれども、これも昨年並みの金額を計上いたしております。5目長期前受金戻入につきましては、積み上げた結果といたしまして7694万6000円を計上いたしました。7目消費税還付金につきましては、試算結果といたしまして279万8000円を還付予定としております。

次に、30ページの支出でございます。1款1項1目管渠費ですけれども、15節修繕費におきましてマンホールポンプ2か所に不具合が発見されておきまして、前年比198%の増額計上となっております。その他の管理委託費等の費用は、前年度並みの計上となっております。

3 目処理場費ですけれど、15 節修繕費におきまして、東彼杵クリーンセンターの機器類修繕箇所の積み上げ結果といたしまして、前年比 107%の増額計上となっております。20 節委託料につきましては、汚泥運搬業務につきまして運搬費用の見積り額が上昇したことによりまして、前年比 135%となる 177 万 1000 円と増額計上しております。

浄化センターの維持管理費につきましては、令和 2 年度において長期継続契約の更新を行いましたので、維持管理業務費用が確定いたしました。昨年度の予算では 9 月以降の予算を設計額で計上しておりましたので、入札結果によりまして金額が確定いたしましたので前年比 91%となる 2785 万 2000 円に減額して計上しております。22 節工事請負費につきましては、浄化センターのフェンス基礎部分の、これも台風被害の補強といたしまして張コンクリート工事を 87 万 3000 円計上いたしました。

4 項総係費ですけれど、2 節給料につきましては、上水道事業会計でご説明いたしましたように、管理職の給料を水道事業に全額計上するように変更しました関係で、前年比 82%の 1290 万 3000 円となりました。5 目減価償却費につきましては、積み上げの結果として前年比 104%の 1 億 4482 万 5000 円を費用化しております。

2 項営業外費用につきましては、1 目企業債支払利息といたしまして 3104 万 5000 円と、一時借入金利息といたしまして 11 万円を計上いたしました。

4 項予備費につきましては、18 万 3000 円を計上しております。

33 ページをお願いします。資本的収支を掲載をしております。

まず、33 ページ収入からご説明いたします。1 款 1 項企業債につきましては、管渠整備に係る補助事業 2 億円と、起債事業 4923 万円。これに係ります下水道事業債 1 億 3670 万円を計上をいたしました。

2 項補助金は、社会資本整備交付金、先ほどの補助事業の 2 分の 1 相当になります 1 億円を計上しております。

3 項負担金につきましては、一般会計繰入金といたしまして 2021 万円を計上しております。併せて、新規の供用開始区域にて発生いたします受益者負担金分として 315 万円を計上しております。

34 ページをお願いします。支出を説明いたします。1 款 1 項建設改良費としまして、18 節委託料を管路用地購入に係る測量業務として計上しております、101 万 4000 円です。

工事請負費といたしまして、管渠整備工事分の 2 億 4382 万 2000 円。新規公共マス工事を 10 か所見込んでおりまして 150 万円。そして、更新工事費といたしまして、これはマンホールポンプの不具合箇所の取り換え工事費として 156 万 4000 円を計上しております。

28 節補償費につきましては、管渠工事にて生じます水道管の移設補償費用として 1200 万円を計上いたしました。

2 目固定資産購入費につきましては、先ほど説明いたしました管路用地として 16 万円を計上しております。

2 項企業債償還金につきましては、企業債元金分を計上し、4 項予備費には 33 万 1000 円を計上しております。

6 ページにお戻りください。収益的収支の実施計画につきましては、これまでの説明の総額、下水道事業収益を2億9921万5000円。そして、下水道事業費用を2億5484万9000円計上しております。

8 ページに資本的収支がございますが、これまでの説明として、資本的収入が2億6006万6000円、資本的支出が3億5456万6000円となります。

1 ページをお願いいたします。ただいま説明をいたしました収益的収支及び資本的収支を、3条及び2ページに4条の予算として計上しておりますけれど、4条に記載しておりますように資本的収支で不足する額については、当年度分の損益勘定の留保資金によりまして補填をする予定といたします。

第5条に、債務負担行為を要する項目を上げておりますけれど、各家庭の宅内工事に係ります改造資金の融資に係る損失補償、それと利子補給事業、この2項目について債務負担行為を要する項目として掲載をいたしました。

そして、第6条から第10条につきましては、記載のとおりですのでご一読ください。

10 ページから財務諸表を掲載しております。10 ページにキャッシュ・フロー計算書、そして、12 ページから給与費明細書を掲載しておりますけれど、下水道事業において賄う職員は、下水道施設係、そして上下水道総務係の人員費となります。職員数にカッコ書きがありますが、会計年度任用職員であります。

18 ページには、債務負担行為に関する調書として宅内改造資金の利子補給の予定を掲載しております。

20 ページには前年度の損益計算書、21 ページには令和3年度の損益計算書を掲載しております。

22 ページからは貸借対照表を掲載しておりますので、これら財務諸表につきましては後ほど詳しくご覧いただきたいと思っております。以上で、議案第22号から議案第23号までの説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

番号といいますか、上水と下水はリンクしていますので併せてお尋ねしたいと思いますけれど、この件につきまして、私は従前から話をしていたと思うんですけど、某大きな洗濯工場さんですけど、あそこにおかれましては地下水を利用されていると。そして、公共下水道には繋がっていないという現実がございます、地下水の取水にとりましては、当該会社は本町が水が潤沢であるから豊富に使えるということでありまして、その部分については何らかのあれは必要かと思うんですけど。本来は、この公共下水ですよ、これが従前からずっと、特に下流域の田んぼに排水が流れるという話がずっと昔から、従前からトラブルがあっておりまして、今の現状でいけば、要するに水代、下水代、まったく支払っていないという形になるんですよ。

そこで、ちょっと見てみたんですけど、うちの町にはふるさとの水を守る条例なるものがござ

いますよね。そうしますと、あの取水量から行きますと、若干抵触するのではないかという気がするんですよね。ですから、上水に関しては、先ほど言いましたようにある程度の考慮をしてやる必要があると思うんですけれど、このふるさとの水を守る条例を盾になんとかして公共下水に繋いで欲しいんですよね。

そうしますと、公共下水の会計にも幾ばくか貢献できますし、何度も言っておりますけれど、このことについて全く進捗しないので、何らかの形で。これは言いにくい話なんですけれどね。これは何らかしないと放っておけばずっとこのままの状態で行くのかなというのがあるって、特に水質検査等におきましてもこのこと、千綿のあそこが非常に悪いという結果も出ていますし。そこで、例えば、給水量の報告とかたぶん義務付けられたと思うんですけれど、そこら辺も定期的に出されているのか。また、排水基準を満たしているのか。そういったところの記録もあるのかどうか。そこら辺も含めてお尋ねしたいんですけれどよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、おっしゃられるところの所長さんにお願ひに行ったんですが、もう、その所長さんが交代されておまして本社直轄になったと。ということで、再三お願ひには行かなくてはいけないと思っております。今、水道課の方で他の企業さんもいらっしゃいまして、そういうことで順次会社を訪問するように計画を水道課の方でしています。今度新しく令和3年度になったら、ずっと回って何とかご協力をいただけないかなと思っております。

もし、おっしゃられた会社が、社長さんが向こうの方で、埼玉ですかね。そういうことで、また何か連絡があられば、来られたついでにでもお願ひをしたいなと思っております。

給水と排水の基準につきましては、また別で担当課からよろしいでしょうかね。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

汲み上げ料はあるのか。

○——△——

排水基準。

○議長（吉永秀俊君）

排水量、1日どのくらい流しているのか。

○水道課長（氏福達也君）

報告は町民課。

○議長（吉永秀俊君）

環境衛生。

わかりました。

それでは、水道課長よりも町民課長が詳しいそうですので町民課長に答弁してもらいます。

○町民課長（工藤政昭君）

排水の報告については定期的に企業さんの方から報告の書類は出させていただいております。

○——△——

取水量、——△——△——

○町民課長（工藤政昭君）

取水量につきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれど、排水関係の定期的な検査結果については報告は上がっております。

○——△——

報告義務がありますよね。

○町民課長（工藤政昭君）

排水の方はですね。はい。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君、予算に直接関係した質問ならいいんですけど、詳細については委員会でもいいんじゃないですか。

○——△——

委員が違うから。

○議長（吉永秀俊君）

町長に質問ですか。

○——△——

そうそう。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

予算に関すると言われますけれど、結局、これは収入に関わる部分ですから、トータルとして私は言っているのですから。当然、これが公共下水道に繋がっていただければ公共下水の会計にも貢献するのではないのかということをお願いしているのですから、よろしくご理解のほどお願いいたします。

先ほど町長が言われました社長がお代わりになられたんですよね。前社長は、実は私は懇意にしております、今でも時々連絡したり、東京に居られるんですけどね。その時は、ある程度前向きなご回答ももらっていたんですよ、何とかして協力してくださいよと。今、今度は本社の方と兼務されているんですよ。常駐されていないんですよ。代理の代表の方もいらっしゃるんですけどね。なかなか、その人に決定権がなくて、本社の方から定期的にお見えになっているんですよ。だから、こちらの責任者に決定権がないのであれば、その人にとりあえずアポを入れておいて、お出でになる時という形にしないと、中々会えないと思っておりますので、そこら辺もよろしく願いして

おきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、一度、交代された時にお見えになったんですけど、その時、役場の応接室だったものから、そういう具体的な話ができませんでした。前の社長さんはまだいらっしゃるということで、今度連絡を取って、前の人の時はできなかったですけど、新しく来られるということですので、そっちの会社でいつお見えになるか聞いて、その時にこちらから出かけていくということで、そういう相談を持ちかけてみたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

今の件なんですけど、直接予算には関係ないかもしれませんが、今、橋村議員の観点からいきますと、議会はお願いする立場なのか、それとも指導する立場なのか、どっちなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議会は、質疑の中で、やはり町政の行政を正すということで要望もあり得ると思いますけれど。

○——△——

休憩。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時32分）

再開（午後2時32分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、町長の答弁を許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町は、もう指導というか、これは入ってくださいということをお願いに行かざるを得ない。強制的に繋ぐということはたぶんできませんので、今までできていないということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

そうすると、いくら垂れ流しをしてもお願いする立場にしかないという結論に達するんです

よ。例えば、今の洗濯屋さんにしても、ひょっとしたら昨日質問があった養豚業者の、もし流れてきたら、同じ考え方なんです。そうすると、お願いする立場にということになると指導ができない。ましては、改善命令は出せない。そういうことで良いんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ただ、法的には下水道を引っ張った地区は何年以内ということは決まっているんですよ。個人の家もそうですね。しかし、今、現状を見てみまして、どうしても接続できないという所は、法律にはあるんですよ、例えば何年以内に接続しなければいけない。しかし、それを強制的にできていないという現状で。今、農業集落排水も中尾は100%ですけど、西部は90%。漁業集落排水は83%ぐらいです。公共下水に至っては75%ぐらいありますので。当然、法的なあれはありますけれど、やはりここは行政として上手くいくためにはお願いして行かざるを得ない。それぞれの事情がございますから、各家庭も、接続しなかったら法的にすぐ行動を起こしますよというのはどうしても、やはり行政としてもできないのではないかなと私は思っております。私が町長になってからではないんです。ずっとこのまま来て、お願いをせざるを得ない。各個人の家庭もそうです、できていない所もございます。いろいろ事情があられますからね。

ですから、ここは、森議員がおっしゃるようにお願いで駄目ではないかということではあるんですが、私の考えとしては、もう忍耐強く頼み続けるしかないかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

家庭とはちょっと違うと思います。家庭はやはり財政的な部分が相当影響していると思います、家庭の場合は。その後に後継者、あるいは住む人がいないとか、そういった事情が複雑にあると思います。ただ、今回は、明らかに継続していくんですよ。そして、それなりの利益もおそらく上がっているでしょう、内容は知りませんが。でも、これを放っていたら、協力して、お願いはしているんですけど、できないんですよというのがずっとこれから先も行くんですよ。それで良いんですかという話を、私は言っているんです。じゃあ、それで良いと思っているんですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

良いとか悪いとかではなくて、やはり、そういう会社にも町内の人を、だいぶん仕事に行かれていますし、それで、もしも最悪な場合撤退とか何とかなった時には、そういうことも考えながら、私は、また何度でも行って、できれば接続をしていただきたいということで、前の社長さんの時には、話が大体、いってみましょうということで近まってきたもんですから。今後も、また本社の方の社長さんと協議をさせていただいて、なるべく努力はします。お願いしっぱなしではなくて、ぜひ接続をしていただけませんかということで、それはお願いはしていきます。よろしくお願いま

す。

○——△——

そうしてください。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 22 号、議案第 23 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 37 分）

再 開（午後 2 時 46 分）

日程第 23 議案第 25 号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（吉永秀俊君）

それでは、定刻前でございますけれど、全員お揃いのようにございますので会議を再開いたします。

次に、日程第 23、議案第 25 号東彼杵町監査委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 25 号東彼杵町監査委員の選任について。

次の者を東彼杵町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

1、選任する者の住所氏名等。住所 東彼杵町口木田郷 792 番地 2。氏名 木田善孝。生年月日 昭和 29 年 2 月 22 日生。令和 3 年 3 月 8 日提出でございます。

提案の理由でございます。東彼杵町監査委員の任期満了に伴い、監査委員に選任するため本案を提出するものです。

木田善孝様は、長崎大学商科短期大学を卒業され、昭和 52 年に長崎県商工会連合会に入会され、東彼商工会事務局長などを歴任されており、企業会計にも精通されています。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。何卒、慎重にご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 25 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 25 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場入口施錠）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（吉永秀俊君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（吉永秀俊君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。1 番、林田二三議員、2 番、立山裕次議員、3 番、口木俊二議員、4 番、浪瀬真吾議員、5 番、大石俊郎議員、6 番、尾上庄次郎議員、7 番、後城一雄議員、8 番、浦富男議員、9 番、森敏則議員、10 番、橋村孝彦議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 10 票、反対 0 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 25 号東彼杵町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

（議場出入口開錠）

日程第 24 議案第 26 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 24、議案第 26 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 26 号東彼杵町教育委員会委員の任命について。

次の者を東彼杵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

1、任命する者の住所氏名等。住所 東彼杵町坂本郷 2121 番地。氏名 川添要介。生年月日 昭和 23 年 12 月 15 日生。令和 3 年 3 月 8 日提出。

提案の理由はでございます。東彼杵町教育委員として任命したいので、本案を提出するものです。

川添要介様は、県立川棚高校を卒業され、昭和 42 年に東彼杵町役場に入られ、教育次長、総務課長などを、また特別職として副町長を歴任され行政経験豊富な方でございます。任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日となります。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りま

すようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 26 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場入口施錠）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番議員、後城一雄君、8 番議員、浦富男君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（吉永秀俊君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（吉永秀俊君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。1 番、林田二三議員、2 番、立山裕次議員、3 番、口木俊二議員、4 番、浪瀬真吾議員、5 番、大石俊郎議員、6 番、尾上庄次郎議員、7 番、後城一雄議員、8 番、浦富男議員、9 番、森敏則議員、10 番、橋村孝彦議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。7 番議員、後城一雄君、8 番議員、浦富男君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 4 票、反対 6 票、以上のおり反対が多数です。

したがって、議案第 26 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開けます。

（議場出入口開錠）

日程第 25 議案第 27 号 塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 25、議案第 27 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 27 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更について。次のとおり請負契約を変更することについて議決を求める。

1、契約変更の理由、塩鶴川溪流保全工事（1 工区）契約額の変更。2、契約の方法、当初 指名競争入札による契約。変更 随意契約。3、変更前契約金額 7988 万 2000 円。4、変更後契約金額 1 億 1552 万 2000 円。5、契約の相手方 住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷 1885 番地、会社名 株式会社中野組、代表取締役 中野広信。令和 3 年 3 月 8 日提出。

提案の理由としまして、転石破碎数量等の変更によるものでございます。詳細につきましては、建設課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 27 号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

本事業に関しましては、昨年 9 月議会と今年の 1 月 26 日臨時議会の時にも説明をしておりますが、九州新幹線建設に伴いまして、鉄道建設運輸施設整備支援機構から受託しているものでございます。今回 2 回目の変更となりますけれども、今回の変更理由につきましても、前回同様、転石破碎数量増によるものでございます。

先日の臨時議会の折にも転石の数量につきましては増えることが見込まれるとして補正予算のお願いをしておりましたけれども、今回の変更で、前回 500 m³としておりましたけれども、更に 500 m³を追加いたしまして 1,000 m³としております。

また、その他の変更としましては、河川の工事でございますので、河川の水を交わしながらの工事となりますので、水替えのための直径 90cm の排水管 15m と、排水ポンプの設置・撤去 3 か所を追加しております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 27 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更に

については、原案のとおり可決されました。

日程第 26 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 26、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

1、推薦する住所氏名等。住所 東彼杵町三根郷 1428 番地。氏名 原口尚志。生年月日 昭和 34 年 2 月 22 日生。令和 3 年 3 月 8 日提出。

提案の理由でございます。人権擁護委員の任期満了に伴い、委員を推薦するため、本案を提出するものです。

原口尚志様は、九州産業大学を卒業され、昭和 56 年から長崎県で中学校教職員として勤務され、大村東彼地区人権教育研究協議会副会長などを歴任されており、識見豊かな方でございます。任期は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日となります。3 年間です。何卒、慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原口尚志さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり原口尚志さんを適任とすることに決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

ここで追加日程ですけれど、昨日の一般質問において大石議員が訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可します。配ってください。

（資料配布）

○議長（吉永秀俊君）

それでは大石議員の発言を許可します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

昨日、私の一般質問において、却下、すなわち門前払いとも言えるという発言をいたしました。その時に、この門前払いを引用した人の名前を紺野卓というふうに発言したんですけれど、紺野卓ではなく私の勘違いで、ここに書いてある京都府宇治市監査委員事務局 奥田泰章氏ですかね、の方の、次のページ、12ページを開けてみてください。12ページの6行目、却下判決というのは、訴訟要件を満たしていない場合で、資格がない、だから却下します。門前払いです。すなわち、却下イコール門前払いとも言えるということの引用で使わせていただきました。決して、私が述べたことではありません。したがって、私が昨日、紺野卓と引用したことを言いましたけれど、これは誤りでありましたので訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後3時15分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 林田 二三

署名議員 立山 裕次